

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

長崎県人事委員会

3 人 委 第 6 5 号

令和 3 年 1 0 月 7 日

長 崎 県 議 会 議 長 坂 本 智 徳 様

長 崎 県 知 事 中 村 法 道 様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長 水 上 正 博

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条、第 1 4 条 及 び 第 2 6 条 の 規 定 に
基 づ き、職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し、
併 せ て そ の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 す る と と
も に、職 員 の 人 事 管 理 に つ い て 別 紙 第 3 の と お り 報 告 し
ま す。

こ の 勧 告 に 対 し、県 議 会 及 び 知 事 が、そ の 実 現 の た め、
所 要 の 措 置 を と ら れ る よ う 要 請 し ま す。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告	1
1 職員の給与	1
2 民間給与の調査	1
3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較	6
4 生計費及び物価	9
5 国家公務員との給与水準の比較	9
6 人事院の報告及び勧告	9
7 本年の給与改定	10
別紙第2 勧告	11
別紙第3 職員の人事管理に関する報告	13
1 人材の確保及び育成	13
2 働き方改革と勤務環境の整備	16
3 定年の引上げ	21

参 考 資 料 目 次

1 人事院の報告及び勧告等

別紙第1 職員の給与に関する報告（別表第1～第4、参考資料1、2、3、4：省略） …	23
別紙第2 勧告 ……………	29
別紙第3 公務員人事管理に関する報告 ……………	31
国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（抄） ……………	39
国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子 ……………	45

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要 ……………	47
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数 ……………	48
第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給 ……………	48
第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等 ……………	49
第4表 民間における初任給の改定状況 ……………	66
第5表 民間における家族手当の支給状況 ……………	66
第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況 ……………	67
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ……………	67
第8表 民間における定年制の状況 ……………	67

3 職員給与関係資料

令和3年職員給与実態調査の概要 ……………	69
第9表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数 ……………	70
第10表 職員の給料表別平均給与月額 ……………	70
第11表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比 ……………	71
第12表 職員の扶養親族数別人員 ……………	71
第13表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布 ……………	72
第14表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等 ……………	88
第15表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数 ……………	104
第16表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等 ……………	106
第17表 職員の給料表別、家賃額別職員数等 ……………	107
第18表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額） ……………	108
第19表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等 ……………	109
第20表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等 ……………	110
第21表 職員の単身赴任手当の支給状況 ……………	110
第22表 職員の管理職手当の支給状況 ……………	111
第23表 職員の地域手当の支給状況 ……………	111

4 生計費・労働経済関係

第24表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費 ……………	113
第25表 労働経済指標 ……………	114

職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、「職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の実態並びに民間企業従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与、生計費並びに人事院の報告等、職員の給与等の決定に関係がある諸種の要件について調査検討を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和3年職員給与実態調査」に基づく本年4月1日現在における職員総数は18,551人である。このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は4,232人であり、その平均給与月額を算出すると、給料324,787円、扶養手当10,470円、地域手当6,229円、その他の手当18,777円、計360,263円となっている。また、その平均年齢は42.2歳、平均経験年数は20.6年、男女別構成は男72.6%、女27.4%、学歴別構成は大学卒69.9%、短大卒3.3%、高校卒25.9%、中学卒0.9%となっている。

なお、他の給料表の適用者を含めた職員全体の平均給与月額は、給料356,252円、扶養手当10,495円、地域手当3,875円、その他の手当20,048円、計390,670円となり、平均年齢は43.1歳となっている。

（参考資料「3 職員給与関係資料 第9表、第10表、第11表」参照）

2 民間給与の調査

職員給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所376事業所のうちから、人事院が層化無作為抽出法によって抽出した144事業所を対象に、人事院と共同で「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況を鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種4,678人及び研究員、教員等32職種241人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、84.0%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、調査を完了した産業別、企業規模別調査事業所数については第1表に示すとおりとなっている。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和3年4月)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	事業所 121	事業所 34	事業所 56	事業所 31
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	0	0	2
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		11	2	5	4
製 造 業		52	11	28	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		15	7	5	3
卸 売 業 , 小 売 業		7	0	5	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		5	5	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		29	9	13	7

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が23あった。
- 2 調査対象事業所144に占める調査完了事業所121の割合(調査完了率)は84.0%である。
なお、調査対象事業所144から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1を除いた143に占める調査完了事業所121の割合(調査完了率)は84.6%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

初任給の改定状況について、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で25.5%（昨年23.9%）、高校卒で40.5%（同23.7%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で26.7%（同41.1%）、高校卒で21.7%（同49.4%）となっており、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で73.3%（同58.9%）、高校卒で78.3%（同50.6%）となっている。

（参考資料「2 民間給与関係資料 第4表」参照）

給与改定の状況については、第2表のとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は18.8%（昨年29.6%）であり、昨年に比べ、10.8ポイント減少している。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は16.1%（同14.1%）であり、昨年に比べ、2.0ポイント増加している。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.8%（昨年79.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は11.9%（同25.0%）、減額となっている事業所の割合は10.9%（同13.1%）となっている。

第2表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	係員	18.8	16.1	0.9
課長級	16.7	16.0	0.9	66.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	82.6	79.8	11.9	10.9	57.0	2.8	17.4
課長級	76.3	73.5	11.2	10.0	52.3	2.8	23.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、現在、職員の給与の臨時特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による職員給与の減額支給措置が行われているが、当該措置は臨時的かつ特例的なものであることから、職員給与と民間給与との比較にあたっては当該措置がないものとした減額前の職員給与に基づき行うこととした。

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与を対比させ、比較を行ったところ、第4表の上段のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり117円（0.03%）上回っている。また、当該措置による減額後の額で同様の比較を行うと、同表の下段のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり801円（0.22%）下回っている。

第4表 職員給与と民間給与の較差

民間給与	職員給与	較差
362,998円	[減額前] 363,115円	[減額前] △117円（△0.03%）
	[減額後] 362,197円	[減額後] 801円（0.22%）

（注）1 職員給与及び較差の上段の「減額前」は、特例条例に基づく給与減額支給措置による減額前のもの、下段の「減額後」は同措置による減額後のものをいう。

2 本年度の新規学卒の採用者は、いずれにも含まれていない。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7 級			
6 級	課長代理	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長
5 級			課 長
4 級	係 長	課長代理	課長代理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の特別給に関する調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表のとおり、所定内給与月額との4.31月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.14月分上回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	344,041円
	上半期（A2）	345,978円
特別給の支給額	下半期（B1）	729,188円
	上半期（B2）	756,571円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.12月分
	上半期（B2/A2）	2.19月分
	年間計	4.31月分

（注） 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月である。

4 生計費及び物価

(1) 標準生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査報告を基礎として人事院方式により算定した長崎市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年においては、それぞれ178,450円、190,100円及び201,770円となっている。

(参考資料「4 生計費・労働経済関係 第24表」参照)

(2) 物価指数

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較して、全国で0.4%、長崎市で0.4%の減少となっている。

(参考資料「4 生計費・労働経済関係 第25表」参照)

5 国家公務員との給与水準の比較

行政職給料表の適用を受ける職員の給与水準(令和2年4月)を国家公務員の給与水準と比較(経験年数別、学歴別)したところ、国家公務員を100とした場合、ラスパイレス指数は98.2となっている。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行った。

月例給について、官民給与の較差が小さいことから、月例給の改定を行わないこととしている。

特別給について、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.13月分上回っていたことから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げる必要があり、支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしている。

(参考資料「1 人事院の報告及び勧告等」参照)

7 本年の給与改定

(1) 改定の基本方針

職員の給与決定に関係がある基礎的諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、前記3(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を117円(0.03%)上回っていた。

人事院は、官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないことを報告した。

特別給については、前記3(2)のとおり、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.14月分上回っていた。

人事院は、民間の支給割合との均衡を図るため、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げ、その引下げ分は、期末手当から差し引くことを勧告した。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、長期的視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、県行政運営の安定にも資するものとする。

以上の諸事情を総合的に勘案すれば、月例給については、職員給与と民間給与の較差が小さいことなどから、改定を行わないことが適当であるとする。

また、特別給については、次のとおり改定を行う必要がある。

(2) 改定すべき事項

期末・勤勉手当については、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とするなど、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

勸 告

本委員会は、報告した諸資料に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とすること。ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和4年4月1日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

全国よりも早く人口減少や高齢化が進行している本県において、県民の暮らしと地域経済を守るためには、県政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供していく必要がある。

また、県政の推進には、県民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、職員一人一人が、常に全体の奉仕者であることを自覚し、規律を守り、公正かつ効率的な職務の遂行に努めることが重要である。

任命権者においては、職員が、かかる使命感、倫理観を保持し、より強固なものにしていくために、常日頃からその意識付けを行うとともに、働き方改革や、意欲を持って真摯に業務に専念できる勤務環境の整備を行っていくことが求められる。

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県政を推進する上で、優秀かつ多様な人材の確保は重要な課題である。しかしながら、人材の確保は民間、公務ともに厳しい状況にある。

本委員会では、従来からの職員採用試験に加え、多様な人材の受験を促進するため、行政(特別枠)を設け、プレゼンテーション試験や能力試験の導入などを行ってきた。また、大学卒業程度の全職種の人物試験において、グループワーク^{*}を導入するなど、採用試験の見直しに取り組んできた。

今年度は、行政(特別枠)の名称を行政Bに変更し、試験日程の前倒しを行うとともに、能力試験に代えて、民間企業の採用試験で広く使用されているSPI^{*}試験を導入した。併せて、技術関係職種の一部と民間企業等や海外活動等の経験者を対象とした試験についても、SPI試験を導入するなどの見直しを行っている。

また、各大学が行う公務説明会への参加や任命権者によるインターンシップの実施など、県の仕事の魅力発信や就業体験の提供等にも努めている。

今年度もテレビ会議システムを活用したオンライン業務説明会を開催したほか、職

員募集専用ホームページにおいて、採用試験情報だけでなく各職種の若手職員やU・Iターン職員の活躍などの情報も積極的に発信している。

女性職員の採用に関しても、任命権者と協力し、採用パンフレットや大学での公務説明会等において、女性が働きやすく活躍できる職場であることをアピールすることにより、女性の受験率の向上に向けた積極的な取組を行っている。

今後も、任命権者と協議を重ねながら、受験者にとってより訴求力のあるインターネット等の方法も活用し、求める人材像や公務の魅力を積極的に発信するとともに、採用試験についても必要な見直しを行い、優れた資質を持つ有為の人材の確保に引き続き取り組んでいく。

なお、障害者の雇用に関しては、計画的な採用を行っているものの、一部の任命権者において法定雇用率を達成していない状況となっている。任命権者においては、法定雇用率の達成はもとより、昨年3月に策定した障害者活躍推進計画に掲げた取組を着実に進め、障害のある職員がやりがいを持って安心して働き続けられる支援体制の充実や職務環境の整備などを進めていく必要がある。

※グループワーク：集団の中でのコミュニケーション能力、社会性、協調性、リーダーシップ、傾聴力などの社会的側面を評価し、個別面接を補完するもの。

S P I : Synthetic Personality Inventory

言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力等を問う択一式の筆記試験。

多くの企業の採用選考で活用されている。

(2) 人材の育成

人口減少・少子高齢化、社会のデジタル化など変化する社会環境や、多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するためには、意欲を持って自ら課題に挑戦し、効果的かつ効率的に職務を遂行することができる人材を育成していくことが重要である。

任命権者においては、人材育成の方針に基づき、求められる能力・役割を示し計画的に職員の人材育成に取り組んでいるところである。

今後も、限られた資源や人材をもとに地域課題や政策課題を積極的に見出して解決し、持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくためには、民間企業等の多様な

主体との連携や、行政のデジタル改革などの積極的な推進が求められる。

そのため、任命権者においては、引き続き、管理職の人材育成意識や職員自らのキャリア形成意識を高め、業務遂行能力やマネジメント能力を有する人材の育成を図る必要がある。さらに、スマート自治体[※]の実現に向け、施策と庁内業務の両面からデジタル改革を加速度的に進めるために必要な人材を計画的に育成していく必要がある。

また、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するためには、女性職員の育成・登用を推進していくことが重要である。

任命権者においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した特定事業主行動計画を本年3月に改訂し、具体的な数値目標を掲げ取組を進めているところであるが、女性職員はライフイベントによる時間的制約を受けやすく多様な職務経験を積むことが難しいといった状況が見られる。また、管理職における女性の割合は、徐々に高まっているものの依然として低い水準にある。

そのため、任命権者においては、引き続き、女性職員のキャリア形成の支援や、多様な職務経験を積むことができるような人事配置を行うとともに、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境づくりに努めるなど、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に向けた取組を更に進める必要がある。

※スマート自治体：情報システムやAI（人工知能）等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することは、職員の意欲や士気を高め、職員の成長につながるとともに、業務の進捗管理や組織の活性化にも寄与する重要な取組である。地方公務員法においても、その活用について規定されている。

国においては、人事評価を人材育成やマネジメントの強化にも活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握するための見直しなど、人事評価制度の改正に向けた検討を進めているところである。

本県においては、評価結果を任用、給与等に反映しながら、人材育成にも活用し、能力・実績に基づく人事管理を進めてきているところである。一方、他の多くの都道府県においては、既に全ての評価結果が給与へ反映されており、本県においても、全ての評価結果の給与への反映に向けた取組を進めていく必要がある。

また、制度をより適正に運用するため、その運用実態の検証を行い、評価者の評価能力向上に資する研修の充実や被評価者への評価結果のフィードバックの徹底を図るなど、透明性・納得性・客観性が一層確保された制度として運用していく必要がある。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 多様で柔軟な働き方の推進

社会のデジタル化が進み、行政サービスや公務の在り方が大きく変化していく中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として、公務、民間を問わず、在宅勤務をはじめとする多様な働き方が広がりを見せている。

任命権者においては、テレワーク^{*}やフレックスタイム制、時差出勤等の活用を進めており、サテライトオフィス^{*}やワーケーション^{*}についても試行的に取り組んでいる。また、行政のデジタル改革などの環境変化に対応して、行政手続等のオンライン化・ペーパーレス化の推進やテレビ会議システムなどのコミュニケーションツールの積極的な活用などにも取り組んでいる。

テレワークやフレックスタイム制などの働き方は、個人のワーク・ライフ・バランスや業務の状況に応じて、働く時間や場所を最適化して業務を遂行する多様で柔軟な働き方であり、効率的な行政運営にもつながるものと期待されている。

一方、本県においては、主に仕事と家庭の両立支援策として柔軟な働き方が推進されてきたが、今後は、感染防止対策の観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲の向上や業務の効率化による生産性の向上を図る観点から、多様で柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

任命権者においては、テレワークやフレックスタイム制、時差出勤等の効果的な活用等について検討を進めるとともに、積極的な活用に取り組む必要がある。あわせて、セキュリティ対策を含むデジタル環境の整備を引き続き進めていく必要がある。

※テレワーク：ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務などがある。

サテライトオフィス：企業または団体の本拠地から離れた所に設置されたオフィスのこと。

ワーケーション：仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進、公務効率の向上、さらには人材確保等の観点からも非常に重要な課題である。

本県職員の時間外勤務については、平成31年4月から、時間外勤務の上限規制に係る条例・規則等により、時間外勤務を命じることができる上限が定められた。

他律的・臨時的業務に従事する職員や大規模災害への対処等の特例業務に従事する職員については、それぞれの上限の時間を超えて時間外勤務を命じることができるとされているが、当該職員の決定や上限を超える時間数については必要最小限のものとしなければならない。

長時間労働の是正のためには、出退勤システム等による勤務時間の適正な把握、管理に努め、業務の合理化・効率化を進める取組を、これまで以上に推進していく必要がある。

所属長においては、時間外勤務命令の必要性を十分検討するとともに、時間外勤務の上限規制が条例・規則等に定められたことを踏まえ、業務の平準化や長時間労働の要因に応じた時間外勤務縮減の取組など、マネジメントの強化を更に進める必要がある。

知事部局においては、RPA[※]・AI等のICTの有効活用により業務の効率化を図るとともに、時間外勤務縮減に向けて、組織を超えた職員の臨時応援やワークシェア会計年度任用職員の活用、時間外勤務の多い所属に対するヒアリング等を実施しているところである。引き続きこれらの取組を進めるとともに、業務内容の見直しや事業の選択と集中を積極的に行い、公務効率の向上に一層努めなければならない。

なお、長期化する新型コロナウイルス感染症や大規模災害等へ対処するため、やむを得ず月 100 時間以上の時間外勤務を命じられる職員が存在する。このような長時間の時間外勤務を行う職員については、医師の面接指導による健康管理の徹底や業務分担の見直しを行うなど、引き続き、適切な措置を講じていく必要がある。

教育委員会においては、出退勤管理システムにより教職員の勤務時間の把握、管理を行っている。また、昨年 3 月に教育職員の勤務時間の上限を規則で定めるとともに、「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を具体的に進める「長崎県立学校における業務改善アクションプラン（改訂版）」を本年 3 月に策定し、教職員の長時間労働の是正に向けた業務改善等に取り組んでいる。今年度はモデル校を指定し、各種取組の効果及び課題の研究を行っている。引き続き、県及び各市町の教育委員会が連携し、勤務時間を適正に把握、管理するとともに、業務改善等により教職員の一層の負担軽減を図るなどの学校における働き方改革を推進する必要がある。

本委員会においては、時間外勤務の上限規制に係る制度の運用状況等について実地調査を行っている。引き続き調査を実施するとともに、労働基準監督機関として必要に応じて各所属の指導を行っていく。

※RPA：Robotic Process Automation

これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援

全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立させながら活躍することができる職場環境の整備は重要な課題である。一方、育児の負担は依然として女性に偏っている実態がある。

男性職員が育児や介護に積極的に参画することは、ライフイベントによる時間的制約を受けやすい女性職員の活躍推進や、本人やその家族はもとより職場全体のワーク・ライフ・バランスの推進のためにも大切なことである。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に男性職員の育児休業等の取得率に係る具体的目標を定めている。しかし、男性職員の育児休業取得率は、一部の任命権者

において上昇しているものの依然として低い状況が続いている。引き続き、配偶者の出産を控えた男性職員や子育て中の男性職員に対し、育児休業や各種休暇の取得を積極的に働きかけるとともに、両立支援のための休暇や休業を取得しやすい環境づくりを推進していくことが重要である。

また、所属長においては、配偶者の出産を控えた男性職員に対して、育児参加計画表を活用して育児に係る休暇・休業制度の周知や育児への積極的な参加を促すとともに、気兼ねなく休暇・休業を取得できるよう職場での支援体制づくりを行う必要がある。

多様で柔軟な働き方は、育児や介護等により勤務時間に制約のある職員だけではなく、全ての職員のワーク・ライフ・バランスの実現につながることから、テレワークや時差出勤等の積極的な活用を一層推進していく必要がある。

なお、本年8月、人事院は、育児休業を原則2回まで取得可能とすること等を内容とした国家公務員の育児休業法の改正について、国会及び内閣に対して意見の申出を行うとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために、人事院規則の改正等による不妊治療のための休暇の新設などについて、公務員人事管理に関する報告を行った。

本県においても、人事院の意見の申出・報告の内容を踏まえ、国及び他の都道府県の動向を注視しながら検討を進める必要がある。

(4) 心の健康づくり

心の健康保持は、公務において職員がその能力を十分に発揮するために非常に重要な課題であるが、本県職員における精神疾患による病気休職者は、いずれの任命権者においても病気休職者全体の6割を超え、依然として高い水準にある。

長時間の時間外勤務は、職員の心身に疲労を蓄積させ、身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念されることから、任命権者においては、長時間の時間外勤務を行った職員に対する医師の面接指導や業務の見直しなど、今後も適切な措置を講じていく必要がある。

特に、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応や災害対応に関わる職員については十分な配慮が必要である。

また、心の健康保持のためには、ストレスチェック制度の活用などの予防的な取組が極めて重要である。

職員においては、ストレスチェックの結果等から自らのストレス傾向を把握し、早めのセルフケアに取り組むことが大切である。

所属長においては、職員が面接指導を受けることができるよう配慮するとともに、集団分析結果を活用し、あわせて他所属の改善対策事例を参考にするなどして、職場環境の改善に努めていく必要がある。

任命権者においては、引き続き、ストレスチェック制度の活用により、メンタルヘルス不調の未然防止や医師面接の勧奨による早期発見・早期対応に努めるとともに、職員のストレス軽減につながる取組を今後も継続して実施していく必要がある。さらに、休職した職員の円滑な職場復帰のための支援や再発防止など適切な対策を引き続き推進する必要がある。

(5) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を傷つける許されない行為であるとともに、勤労意欲を低下させ、心身の健康に悪影響を及ぼす原因となるだけでなく、職場全体の士気や生産性を低下させるものである。

本委員会が設置している苦情相談窓口にも切実な相談が寄せられている。また、昨年、本県においては、重大なハラスメント事案も起きており、引き続き、ハラスメントの防止及び排除に向けての対策を適切に実施していくことが重要である。

昨年、ハラスメントに係る関係法令等が施行され、任命権者においては、ハラスメントの防止等に関する要綱を改正し、ハラスメントの禁止を職員の責務として明確に規定するとともに、ハラスメントに関し職員が認識すべき事項等を指針として定めるなど、その防止対策が強化されたところである。

任命権者は、要綱等に基づき、管理職員をはじめ全ての職員の意識啓発と知識の向上を図り、また、安心して相談できる良好な職場環境づくりを推進するなど、引き続きハラスメント防止対策に取り組んでいく必要がある。

あわせて、職員一人一人がハラスメントに対する関心と理解を深め、自らの言動に注意することも大変重要である。所属長においては、所属内のコミュニケーションを

活性化させ、良好な勤務環境の確保に心掛けるとともに、ハラスメントの相談等を理由に職員が不利益を受けることがないように配慮する必要がある。

3 定年の引上げ

定年引上げに関する「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法の一部を改正する法律」がともに本年6月に成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

そのような中、本年の人事院報告においては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、関係者の意見を聴きながら、必要な準備を進めていくとしたところである。

国家公務員の定年については、「国家公務員法等の一部を改正する法律」により令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられることとされている。地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされていることから、本県においても、国家公務員の定年引上げの施行に合わせて、制度化と運用体制の整備を図る必要がある。

本県では、高齢層職員の能力及び経験を活用するとともに、雇用と年金の接続に適切に対応するため、原則として希望する職員については再任用を行っている。

定年の引上げについては、引き続き国及び他の都道府県の動向を注視しながら、制度の構築並びに円滑な制度導入に取り組む必要がある。

参 考 资 料

1 人事院の報告及び勧告等

職員の給与に関する報告

第1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきている。

本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務の給与水準は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員給与と民間給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与を比較している。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施している。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができること等から、現行の調査対象としている。

本年の勧告においても、従来と同様の方法を用いて民間給与との比較を行うことにより、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保していくこととする。

第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

(1) 本年の春季賃金改定

本年に入ってから企業の収益については、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が大きく落ち込んだ企業がある一方で、輸出の回復等により業績が堅調な企業もあるなど、個々の産業や企業によって区々の状況にあり、本年の春季賃金改定期に当たる3月の「月例経済報告」（内閣府）では、「企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している」とされていた。

このような状況を背景に、本年の春季賃金改定では、ベースアップの実施や高水準の一時金の支給を行うこととした企業がある一方で、ベースアップの見送りや一時金の大幅な削減を行うこととした企業も見られた。

(2) 民間における最近の賃金・雇用情勢等

国家公務員給与と民間給与との比較時点である本年4月の民間における賃金・雇用情勢等は次のとおりである。

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、それぞれ昨年4月に比べ0.4%及び7.1%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月に比べ0.4%低下している。

本院が「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における全国の1人世帯の標準生計費は114,720円、「家計調査」（総務省、全国）を基礎に算定した同月における全国の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費はそれぞれ192,350円、205,820円及び219,300円となっている。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率（全国）は、昨年4月から0.2ポイント上昇して2.8%（季節調整値）となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は昨年4月から0.21ポイント低下して1.09倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.01ポイント上昇して1.82倍（季節調整値）となっている。

このように、最近の民間における賃金・雇用情勢等を見ると、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が見られる一方、一部に持ち直しの動きも見られるところであり、本年の民間給与にはこうした動向が反映されているものと考えられる。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

（参考資料 4 労働経済関係 参照）

(3) 行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定については、労使交渉に基づき自主決着が図られた。妥結内容は、いずれも令和3年度の賃金引上げについては、令和3年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わないとするものとなっている。

(4) 各界の意見

本院は、例年、全国各地で経済界、学界、労働界等の各界からの参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を実施しており、これらの場において、給与勧告の仕組み等について説明し、意見を聴取している。

本年の懇話会等においては、国家公務員の給与について、民間給与との比較方法を含めておおむ

ね妥当であるとする意見が多かった。また、地方において本院の「職種別民間給与実態調査」の対象となるような規模の企業は少ないとの指摘や、国家公務員の給与改定は地方の中小企業の給与改定に影響を与えているとの指摘、優秀な人材を確保するためには相応の給与水準が必要であるとの指摘もあった。

2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

(1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和3年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員（139,627人、平均年齢43.0歳）の平均給与月額407,153円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により1,715円減少している。

なお、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体（253,000人、同42.7歳）の平均給与月額は414,729円となっている。

（注）平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、住居手当等（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

（参考資料 1 国家公務員給与関係 参照）

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,200（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,800の事業所を対象に、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約43万人及び研究員、教員等32職種の約2万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、82.7%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

イ 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

(ア) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で48.1%（昨年51.5%）、高校卒で29.2%（同32.8%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で25.3%（同32.9%）、高校卒で29.3%（同37.5%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で74.2%（同66.4%）、高校卒で70.0%（同62.0%）となっている。

(イ) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.5%（昨年26.3%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.6%（同0.8%）となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.1%（昨年82.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は22.5%（同23.1%）、減額となっている事業所の割合は8.4%（12.7%）となっている。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べて若干減少しているものの、一般の従業員（係員）について、80%を超える事業所が定期昇給を実施していることに加え、20%を超える事業所が初任給の引上げやベースアップを実施しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きも見られる。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、別表第3に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均19円（0.00%）上回っていた。

(2) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.32月分に相当しており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.13月分上回っていた。

4 本年の給与の改定等

(1) 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給は、民間給与を19円（0.00%）上回っている。

民間給与との較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定は行わないこととする。

(2) 特別給

前記3(2)のとおり、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.13月分上回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、指定職俸給表適用職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

(3) その他

ア 非常勤職員の給与

非常勤職員の給与については、本院が発出した非常勤職員の給与に関する指針に基づき、各府省において運用が行われており、本年7月には、常勤職員の給与との権衡をより確保し得るよう、指針を改正し、任期が相当長期にわたり、かつ、常勤職員と職務、勤務形態等が類似する非常勤職員に対する期末手当及び勤勉手当に相当する給与については、常勤職員の支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めることとした。

本院としては、早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導していく。

イ 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

本院は、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と認め、本日、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行う。これに併せて、期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする。

ウ テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

民間企業においては、テレワークを行うに当たって、必要な機器の貸与や通信費等の負担を行う動きが見られる。こうした中で、本院は、本年の「職種別民間給与実態調査」において、民間企業における在宅勤務手当の支給状況等について調査を行った。その結果を見ると、テレワークを行う者に対して在宅勤務手当を支給している事業所は23.1%と、一部にとどまっている状況にある。

他方で、テレワークを行う者に対して在宅勤務手当を支給していない事業所の19.9%が、今後、在宅勤務手当の支給を検討することとしており、また、公務においても、業務上の通話料について公費で負担するなどのテレワークに係る環境整備を進める動きもある。本院としては、今後、関係府省とも連携し、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況について把握しつつ、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングを行うことなどを通じ、テレワークに関する給与面での対応について、引き続き研究を進めていく。

5 今後の給与制度見直しに向けた検討

平成30年8月に本院が行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を受け、本年4月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」

は、同年6月に成立した。この改正法においては、当分の間の措置として60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割に設定する一方、附則に検討条項が設けられ、政府は、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、給与制度について、人事院において行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額等についての検討の状況を踏まえ、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずることとされている。

本院としては、能力・実績を的確に反映させつつ、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、公務における人員構成の変化及び各府省における人事管理の状況等を踏まえ、各府省や職員団体等の関係者の意見も聴きながら、順次これらの事項に関する取組を進めていく。

この一環として、まず、能力・実績を的確に給与に反映させるため、別紙第3で述べているとおり、政府における人事評価制度の改正を踏まえて、速やかに、見直し後の制度に基づく人事評価結果の昇格、昇給等への活用の基準を整備する。

また、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況について、今後とも継続的に把握していく。なお、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果によれば、定年が60歳を超える事業所及び定年制がない事業所は合わせて17.2%となっており、現時点においては平成30年の意見の申出時から大きな変化は見られない。

第3 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、国家公務員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに必要な給与制度の見直しを行うことにより、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中において、全国各地の公務員は、行政サービスを安定的に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあつては、0.625月分）とすること。

イ 特定管理職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

ウ 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.575月分（再任用職員にあつては、0.3月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。

イ 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

ウ 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.325月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。

公務員人事管理に関する報告

現在、我が国が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を始め、少子高齢化への対応や社会全体のデジタル化の推進等の複雑かつ高度な行政課題に直面する中で、行政を担う国家公務員には、現下の課題や中長期的な課題に的確に対応し、国民からの期待に応じて適切な行政運営を行っていくことが強く求められており、その果たすべき役割は一層大きくなっている。

組織を支える要となるのは人である。しかしながら、近年、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりなどを背景に、民間企業や地方公共団体等との人材獲得の厳しい競合の下、国家公務員採用試験の申込者数が減少してきており、若年層職員の離職も増加しているほか、デジタル人材のような専門的な知識や経験を十分に備えた職員が不足するなど、人材の確保は喫緊の課題となっている。

行政が求められる役割を十全に果たし、国民に対して質の高いサービスを効率的かつ安定的に提供していくためには、柔軟で開かれた公務員制度の下で、公務の公正性を確保しつつ、新規卒者を採用して計画的に育成することに加えて、民間企業等での実務経験や国際的な知見を有する者など、官民の垣根を越えて多様な有為の人材を公務に誘致することにより、時代環境に適応できる能力を有する人材を確実に確保することが不可欠である。

また、公務職場においては、令和2年度年次報告書の職員意識調査で示したように、係長級を中心に「業務量に応じた人員配置」や「業務の効率化」といった組織マネジメントに関する項目について否定的な傾向が見られたところである。公務職場全体の魅力を高め、個々の職員がその能力や経験を十全に発揮し、意欲を持って全力で働くことのできる環境を実現するためには、幹部職員や管理職員が組織マネジメントに真摯に取り組むことが極めて重要となっている。

加えて、職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、長時間労働を是正するとともに、仕事と家庭生活の両立を図ることが重要であり、勤務時間制度の柔軟な運用を通じたテレワークの活用等も含め、個々の職員の希望や置かれている事情に応じた働き方が可能となる働きやすい勤務環境を整備することが求められる。

本院は、以上のような国家公務員が置かれている現状や課題を認識した上で、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般に関する取組を進め、多様な有為の人材が、それぞれの能力を十全に発揮し、誇りを持って職務に精励できる公務職場の実現に向けて全力を挙げてその責務を適切に果たしていく。

人事管理に関する取組を始め、様々な行政課題に対応していくためには、公務に対する国民の揺るぎない信頼が不可欠である。しかしながら、今般、職員に範を示すべき立場にある幹部職員等による国家公務員倫理法等違反事案が相次いで起き、公務に対する国民の信頼が損なわれることとなったことは誠に遺憾である。国民からの信頼を回復し、更に高めていくためには、職員一人一人が高い倫理感・使命感を持ち、国民全体の奉仕者としての強い自覚の下で真摯に職務に精励し、自らの責任を果たしていくことが重要である。本院は、研修や講演会等の回数の増加や内容の充実を図り、あらゆる機会を捉えて職員の倫理感・使命感の醸成や自らの職務に対する責任の自覚について働きかけるなど、一層の対応に努めていく。こうした課題を踏まえた本院の具体的な取組の方向性は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

(1) 志望者拡大に向けた取組

近年、国家公務員採用試験の申込者数は減少してきている。総合職試験（政策の企画立案等を職務とする官職に採用するための試験。毎年春と秋に実施）について見ると、本年春に実施した試験の申込者数が昨年と比べ14.5%減少するなど、公務において高い能力と意欲を持った人材を確保していく上で非常に厳しい状況にある。この状況を打開し、申込者数を増加させていくために、以下の取組を行う。

第一に、公務志望者の裾野拡大に向けた取組を強化する。具体的には、国家公務員を志望しなかった学生も対象とした調査を本年中に実施する。この調査の分析結果を活用し、公務が就職先として選択されなかった理由や公務に対するイメージ等を把握した上で、今後の人材確保活動の改善につなげる。

第二に、官民を問わず人材獲得競争が特に激しい理学や工学等の技術系の人材の確保に向けた活動を強化する。具体的には、技術系の人材を対象に各府省の職場や業務を体験できるイベントを新たに展開する。こうした機会を通じ、技術系の人材に公務での具体的な活躍イメージを持ってもらうことにより、公務への志望意欲を喚起する。

第三に、公務志望者が時間と場所の制約を受けずに参加できるオンラインによるイベントの開催頻度を増やすとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した情報発信を強化する。

(2) 「デジタル」区分の新設等

社会全体の迅速なデジタル化が強く要請されており、政府機関のデジタル化を進めるとともに、その担い手となるデジタル人材の確保が課題となっている中で、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、令和4年度以降の実施に向けて総合職試験に新たな区分を設けることや、出題などに関する検討の要請が本院に対して行われた。

本院では、この要請を受けて、情報系の専門的な素養を持つ有為の人材の確保を推進する観点から検討を行い、令和4年度の国家公務員採用試験から、総合職試験に「デジタル」区分を新設し、また、一般職試験の「電気・電子・情報」区分を「デジタル・電気・電子」区分とした上で、試験内容を見直すこととした。今後、試験の実施に向けた準備を進めるとともに、政府と連携して「デジタル」区分等が受験者層に広く認知されるよう積極的に周知していく。

(3) 民間との人材の交流

社会全体のグローバル化やデジタル化が急速に進む中、国家公務員には、こうした社会環境の変化に的確に適応する能力が求められている。

このような能力を有する人材を確保していくためには、公務部内における人材育成だけでなく、公務と民間との間の人材の流動性を高め、民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことが重要である。これにより、公務においては新しい考え方を取り込むことができ、公務と民間双方を経験する者にとっては自らのキャリアアップにつなげることができる。

現在、民間人材を公務に採用するための仕組みとしては、選考による中途採用や経験者採用試験がある。また、民間人材を任期を定めて採用し、公務で活躍してもらう仕組みとして、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づく採用や、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく交流採用等がある。

本年9月に新設されるデジタル庁において民間から多くの人材を採用していく動きなどがある中で、本院としては、各府省において必要な様々な専門分野の民間人材を確保することができるよう支援す

るための取組を積極的に進めていく。具体的には、中途採用のための仕組みの周知活動を強化する。特に、経験者採用試験については、多様な経験を有し職務遂行能力の高い人材を公務外から確保できる有用な方策であることから、各府省のニーズを的確に把握しつつ、各種媒体を活用した周知活動を展開する。また、任期付職員の採用において公正性を確保するために行っている本院の承認について、各府省の事務負担を軽減する観点から、本院による個別の審査手続を不要とする場合の公正性確保等の要件を明示することにより、本年度中に各府省限りで採用できる範囲を拡大することとする。

(4) 女性の採用及び登用の促進

昨年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、令和7年度末までの期間を対象として女性の採用及び登用に係る数値目標が設定されている。採用の状況については、本年4月時点における国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合が37.0%と目標の35%以上を達成しているなど取組が進んでいるのに対し、登用の状況については、昨年7月時点における各役職段階に占める女性の割合が、指定職相当で4.4%（目標8%）、本省課室長相当職で5.9%（同10%）などとなっていることから、いずれの役職段階においても目標の達成には一層の取組が必要である。同計画においては、女性職員の登用拡大に向けた具体的な取組として、「研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから将来のキャリアアップに必要な重要な職務経験を積み、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進める」とされている。

本院としても、政府の取組と連携しつつ、女性の国家公務員志望者の拡大に向けた広報活動の充実、女性職員の能力を伸長させ活躍を支援するための研修の充実、後述の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援制度の拡充、良好な勤務環境の整備などを通じて、各府省における目標達成に向けた取組を支援していく。

(5) 研修を通じた人材育成

行政課題が複雑・高度化する中で、行政を効率的に運営していくためには、各府省の職場における執務を通じた人材育成と、執務を離れた研修を両輪として、様々な行政課題に適時・的確に対応できる職員を育成していくことが肝要である。

本院においては、行政研修における「マネジメント研究」（職場におけるマネジメントに関する課題について討議し、認識を深めるもの）等のマネジメント能力の醸成を図るための研修について、それぞれの役職段階に求められる能力に応じカリキュラムや教材を見直すなどにより、充実を図っていく。特に、幹部職員を対象とする研修については、抜本的な改定を行う。あわせて、キャリア形成を支援する研修、倫理感・使命感の醸成のための研修等を実施することにより有為な人材の育成を推進していく。これらの研修の実施に当たっては、オンライン方式の活用にも積極的に取り組むとともに、各府省のニーズを踏まえつつ、民間における研修の手法も活用しながら改善に向けた取組を進めていく。

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

本院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と認め、本日、国会及び内閣に対して国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行う。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、以下に掲げる休暇・休業等に関する措置を一体的に講

じる。

(1) 男性職員の育児休業取得の促進等

前述の意見の申出を行う措置に併せて、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限を2週間前まで（現行1月前まで）に短縮するとともに、育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行産後8週間を経過する日まで）に拡大するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を各省各庁の長等に義務付ける。

(2) 不妊治療のための休暇の新設等

昨年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられ、民間企業においては取組を促進するための各種施策が講じられている。また、不妊治療への保険適用拡大に向けた検討も進められている。こうした状況を踏まえれば、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いと考えられることから、職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設ける。休暇の期間は原則として1年につき5日、体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた範囲内とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。

あわせて、管理職員を含む幅広い層の職員を対象として不妊治療に係る周知、啓発及び研修を行うことなどにより、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図っていく。

(3) 非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善

妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても休暇・休業等に関する措置を一体的に講じる。

具体的には、(2)で述べた不妊治療のための休暇（有給）を継続的な勤務が見込まれる非常勤職員も対象として新たに設けるとともに、継続的な勤務が見込まれる男性の非常勤職員について配偶者出産休暇（有給）及び育児参加のための休暇（有給）を新たに設けるほか、非常勤職員の産前及び産後の期間に係る休暇を有給とする。

また、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業や休暇等を取得できるようにする。

さらに、子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

3 良好な勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

ア 超過勤務の上限規制の運用状況

国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定している。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができるが、その場合は、各省各庁の長は、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしている。

令和元年度については、他律的業務の比重が高い部署（以下「他律部署」という。）では8.7%、他律部署以外の部署においては6.6%の職員が上限を超えて超過勤務を命ぜられていた。このうち、本

府省の他律部署について見ると、15.7%の職員が上限を超えて超過勤務を命ぜられており、上限の基準別では、1箇月について100時間未満の上限を超えた職員が7.8%、2箇月から6箇月の平均で80時間以下の上限を超えた職員が10.4%となっていた。主な特例業務としては、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉のほか、新型コロナウイルス感染症対策業務、国会対応業務、予算・会計・人事関連業務等があった。

イ 各府省の取組状況

アで述べた各府省からの報告を受け、本院の勤務時間制度の担当課長が、33府省庁等の人事担当課長等から各府省における超過勤務の上限に係る制度の運用状況を聴取した。多くの府省においては、職員の超過勤務時間を課室長等が日々把握し、定期的に幹部職員まで超過勤務の状況を報告する等のマネジメントが行われていることが確認できた。また、業務分担や人員配置の見直し、国会会期中における当番制による対応、勤務時間の適切な把握や見える化、大臣や事務次官直属の業務改革チーム等による業務の合理化、国会対応における答弁作成プロセスの見直しによる作業の効率化等の取組も見られた。

各府省においてはこのような取組が進められているものの、内閣の示す方針の下、緊急性が高く、直ちに企画、立案及び実施をしなければならない施策が生じた場合等には、平時の限られた人員に上限を超えて超過勤務を命じざるを得ない状況があった。また、予算・会計・人事関連業務を限られた期間で処理するため、超過勤務によって対応せざるを得ない場合や、高い専門性、継続性、秘密の保持等が求められる業務について、業務分担等を行えず、特定の職員に超過勤務を命じざるを得ない場合もあった。

ウ 各府省に対する指導等

本院は、イで述べた各府省人事担当課長等からの制度の運用状況の聴取に併せて、各府省に対し、特例業務の範囲及び他律部署の指定状況について確認するとともに、長時間の超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導等を徹底すること、各府省において正規の勤務時間外に職員に勤務をさせる必要がある場合は、適切に超過勤務を命じ、超過勤務手当を支給すること等について指導を行った。

本院としては、各府省における超過勤務の上限に関する制度の運用状況を引き続き把握した上で、特例業務の範囲や他律部署の指定の考え方について統一が図られるよう、各府省に対する指導・助言を行っていく。また、本府省の他律部署を中心に、1箇月に100時間以上等の長時間の超過勤務を行う職員が存在することを踏まえ、このような長時間の超過勤務を行う職員について、医師による面接指導等を徹底することや、人員配置・業務分担の見直し等を通じて超過勤務を必要最小限のものとするについて、各府省人事担当課長等のマネジメントに責任を有する者に対する指導を引き続き行うとともに、各府省の組織全体としての取組も促していく。さらに、超過勤務手当の適正な支給について、本院が毎年実施している勤務時間・休暇制度等運用状況調査、給与簿監査等のあらゆる機会を通じて各府省に対する指導を行っていく。

なお、超過勤務の縮減に当たっては、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが重要である。各府省においては、「令和3年度における人事管理運営方針」により、業務端末の使用時間の記録等を利用した勤務時間の状況の客観的把握を、原則として本年8月までに開始することとされており、本院としても、その状況を踏まえつつ、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の管理を制度上の原則として示すこととする。

エ 業務量に応じた要員の確保

イで述べたとおり、各府省においては、緊急の事態への対応や内閣の重要政策の推進に係る業務に対応するため、限られた人員で超過勤務により対応せざるを得ない状況にある。また、これらの業務については一定の増員がなされることもある一方で、定員削減の影響もあって、業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない部局等もある。職員の健康を確保し、良好な勤務環境を整備することは府省共通の課題であることから、各府省において業務の合理化等を行った上で業務量に応じた要員が確保される必要があることを改めて指摘したい。

オ 国会対応業務の改善

国会対応業務は、特に本府省の他律部署において上限を超えて超過勤務を命ぜられた要因の一つとして挙げられており、職員にとって大きな負担となっている。現在、質問通告の早期化やオンラインによる対応等が進められているところであるが、この問題は喫緊の課題であり、法律において職員の適正な勤務条件を確保する責務が課せられている本院として、改めて、国会対応業務の改善を通じた国家公務員の超過勤務の縮減について、国会等の一層の御理解と御協力をお願いしたい。

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の研究

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、官民を問わずテレワークによる働き方が広がってきており、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、本年3月、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」が改定され、必要な規模のテレワークを実施可能な制度・環境を整備し、令和7年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備することを目指すとされている。テレワークの推進は、業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容、非常時における業務継続の観点から重要である。また、テレワークを活用した柔軟な働き方は育児、介護等のために時間制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものである。

本院としても、各府省の取組状況や民間の動向等を踏まえつつ、現行のフレックスタイム制の柔軟化など、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方について検討を行うため、有識者による研究会を設けることとする。なお、研究会においては、テレワークを行う職員の作業環境の整備や健康状態の把握等の諸課題に対応するための方策についても併せて検討する。加えて、本年7月に変更が閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、民間における勤務間インターバル制度の導入企業割合等について数値目標が設けられていることも踏まえ、公務における勤務間インターバルの確保の方策等についても検討を行っていく。

(3) ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策については、昨年4月、パワー・ハラスメントの防止等の措置を講じるための人事院規則を制定し、同年6月1日から施行した。同規則では、パワー・ハラスメントの防止等のための各省各庁の長の責務、パワー・ハラスメントの禁止、苦情相談への対応等を規定した。また、同規則の制定に併せ、セクシュアル・ハラスメントに係る人事院規則及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る人事院規則を改正し、これらのハラスメントもこれまでの注意義務規定から禁止規定に改めた。

本院は、これらの人事院規則等の施行に向けて、各府省が円滑かつ効果的にハラスメント防止対策を実施できるよう、ハラスメント相談員用マニュアルや研修教材、研修用動画の提供等、各府省に対する支援を行った。

各府省においては、必要な体制整備等を行い、ハラスメント防止対策に取り組んでいるところであるが、パワー・ハラスメントを理由とする処分事案等が依然として発生している状況にある。このため、本年度、各府省のハラスメント防止対策の実施状況を把握し、必要な指導を行うとともに、ハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催、パワー・ハラスメントの研修用動画等の改訂・提供等を行うこととする。これらの取組により、各府省においてハラスメント防止対策が円滑かつ効果的に実施されるよう、支援していく。

(4) 心の健康づくりの推進等

令和元年度中に心の健康の問題により1箇月以上の期間勤務しなかった長期病休者の率は1.51%と、平成30年度に比べて0.12ポイント上昇している。特に若年層の長期病休者の率は、平成27年度以降上昇傾向が続いている。本院としては、長期病休者の数が増加しないよう、各府省に対し、長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導等の徹底について引き続き指導するとともに、心の健康に関して本院が設けている相談窓口について、相談を希望する職員がより相談しやすい体制となるよう、オンライン相談を令和4年度を目途に導入し、利用の拡大を図っていく。

また、ストレスチェック制度について、制度導入から5年が経過したことも踏まえ、有識者の意見を聴取して制度の改善について検討を進めているところであり、今後、各府省においてストレスチェック制度がより効果的に活用され、職場環境の課題の把握や改善が円滑に行われるよう、ストレスチェックの結果を用いたハラスメント等の予防のための方策を示す等の支援を行っていく。

本院では、過労死等防止対策として、脳・心臓疾患及び精神疾患等に係る公務災害認定事案等の分析に基づき、過重な業務に従事している職員に対する勤務時間管理の徹底や体制面での配慮、日頃からの心身の健康管理や適切なケア等について、各府省に対する指導・助言を行ってきている。我が国の過労死等防止対策については、前述の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、民間における週労働時間が60時間以上の雇用者の割合や勤務間インターバル制度の導入企業割合、ストレスチェックでの集団分析の結果を活用した事業所の割合等の数値目標が改定されるとともに、公務員についても目標の趣旨を踏まえて必要な取組を推進することとされた。これを踏まえ、本院としては、前述の長時間労働の是正、勤務間インターバルの確保の方策の検討、ストレスチェック制度の活用促進等の良好な勤務環境の整備に関する諸施策に取り組んでいく。また、民間における検討も踏まえた「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定指針」の見直しを行うなど、引き続き、公務における過労死等防止に向けて、各府省の取組を一層促していく。

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 定年の引上げ

平成30年8月に本院が行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を受け、本年4月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、本年6月に成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

本院としては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、各府省や職員団体等の関係者の意見を聴きながら、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を進めていく。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中

において、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用していくことが重要である。

本年4月に公表された「人事評価の改善に向けた有識者検討会」（内閣人事局）の報告書では、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握するための評語区分の細分化などの改善の方向性が示されている。これを受けて現在、政府において、人事評価制度の改正に向けて検討が行われているところである。

本院としては、見直し後の人事評価制度に基づく評価結果を任用、給与等により適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準等について、人事評価に係る制度改正後、速やかに人事院規則等の改正を行えるよう、各府省や職員団体等の関係者の意見も聴きながら検討を進める。

また、同報告書においては、職員のやりがい向上にもつながる人材育成機能の強化のため、面談の充実・役割強化等が具体的な改善方策の一つとして示されている。このため、管理職員には、部下職員の業務遂行状況を的確に把握し、期末面談においてフィードバックすることにより評価に対する納得感を深めることや、業務の振り返りを通じて今後のキャリアに資するような指導・助言を行うなどのコミュニケーションを適切に図ること、人事当局には、管理職員に対して、オンラインも活用した面談の確実な実施の徹底を図り、職員の中長期的なキャリアの希望を踏まえた育成方針等を共有するなど、人事評価に関するサポートを行うことが求められる。

本院としては、評価者向けの研修の充実等を図り、管理職員の評価者として求められる役割についての認識を深めることにより、各府省において人事評価を活用した人材育成が適切に行われるよう一層支援していくとともに、人事評価に対する職員の納得感が得られるよう、各府省と連携・協力し、人事評価及びその活用に関する職員の苦情の適切な解決を図っていく。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（抄）

国家公務員の育児休業等に関する制度の改正の要綱

第1 育児休業の取得回数制限の緩和

- 1 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 2 1の育児休業の回数については、次に掲げる育児休業に係るものを含まないものとする。
 - (1) 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして同法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてする最初及び2回目の育児休業（2に掲げる育児休業を除く。）
 - (2) 任期を定めて採用された職員が、当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新される前の任期の末日の翌日又は当該採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第2 実施時期

この改正は、当該改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内の日から実施すること。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明

人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業に関する制度を改正することが適当と認め、本日、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が続く我が国において、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっているが、育児の負担は依然として女性に偏っている実態がある。このような状況の下、男性による育児を促進することは、男性のワーク・ライフ・バランス推進のみならず、女性の活躍促進のためにも極めて重要である。

国家公務員について、人事院はこれまで、育児と仕事の両立支援制度の累次の改正やその周知などを行ってきた。また、政府においても、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進するための取組が進められている。これらにより、男性職員の育児休業取得率は着実に増加してきているが、女性職員と比べていまだ低い水準にあり、休業期間も短い状況にある。

昨年5月には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進することとされた。また、本年6月には、民間労働者について、男性の育児休業取得促進等のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）等を改正する法律が成立したところである。

国家公務員についても、夫婦交替等での取得を容易にし、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるためには、職員の育児と仕事の両立を支援するための休暇や休業をより柔軟に取得できるものとする必要がある。その方策の一つとして、今般、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当であると認め、意見の申出を行ったものである。

あわせて、人事院は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇・休業等に関する措置を一体的に講じる。妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない措置を講じることにより、これらの事情を有する職員も勤務を継続し、キャリアを形成していくことができるようになるとともに、両立支援策に積極的な姿勢を示すことで、優秀な人材の確保にもつながり、能率的な公務運営に資することとなるものである。

今般の意見の申出の内容及び趣旨並びに妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置の概要は、別紙のとおりである。

国家公務員の育児休業等に関する制度の改正についての説明

第 1 育児休業の取得回数制限の緩和

- 1 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。

【趣旨】

現在、育児休業の取得回数は原則1回までとされており、配偶者の疾病等により子の養育に著しい支障が生じる等の特別の事情がない限り、再度の取得ができない。また、女性職員が長期間の育児休業を取得する一方、男性職員は補助的に短期間の育児休業を取得する傾向がある。夫婦交替等での柔軟な取得を可能とし、男性職員の育児休業取得促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児休業を原則2回まで取得することができるようにするものである。

- 2 1の育児休業の回数については、次に掲げる育児休業に係るものを含まないものとする。
- (1) 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして同法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてする最初及び2回目の育児休業（②に掲げる育児休業を除く。）
 - (2) 任期を定めて採用された職員が、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新される前の任期の末日の翌日又は当該採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

【趣旨】

- (1) 現在、原則1回までの一般の育児休業に加えて、主に男性職員を対象として、子の出生後8週間以内に1回までの育児休業が取得可能とされている。配偶者の退院後やいわゆる里帰り出産から戻った時期など、特に配偶者への支援が必要となる子の出生直後の複数の時期において男性職員が育児を担うことが求められることから、1の原則2回までの一般の育児休業に加えて、子の出生後8週間以内に2回までの育児休業を取得することができるようにするものである。
- (2) 現在、任期を定めて採用された職員は、任期の末日を超えて育児休業をすることができず、任期の末日まで育児休業をしている場合に、任期を更新又は引き続いての採用がなされるときは、更新前の任期の末日の翌日又は引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業をすることができる。この場合に、再度の育児休業の直前の育児休業について、1の原則2回までの一般の育児休業及び2(1)の子の出生後8週間以内の2回までの育児休業の取得回数には含まないこととするものである。

第2 実施時期

この改正は、当該改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内の日から実施すること。

【趣旨】

民間労働者について育児休業の分割取得等を可能とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号）の規定が、同法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるところ、国家公務員についても、その施行から遅れることなくこの改正を実施することができるようにするものである。

第3 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

第1の措置に併せて、人事院は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、次の1及び2の措置を一体的に講じる。

1 育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

(1) 子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限の短縮

子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限を2週間前まで（現行1月前まで）に短縮する。

(2) (1)のほか、非常勤職員についての次の措置

ア 育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。

また、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」に、その任期が満了すること及び任命権者を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」とする。

イ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

(3) 各省各庁の長等に対する措置等の義務付け

各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付ける。

ア 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置

イ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

ウ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

2 1のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

(1) 不妊治療のための休暇の新設等

不妊治療と仕事の両立については、昨年の人事院勧告時の報告において、「不妊治療と仕事の両

立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組の検討を進めていく」と言及した。これを受けて、本年1月から2月にかけて一般職の国家公務員を対象としたアンケートを実施したところ、不妊治療と仕事の両立を支援する措置について、職員のニーズがあること等が確認でき、有識者からも、仕事を続けながら治療を受けることができる環境の整備が重要であるとの意見があった。

職員の休暇等については、従来より、情勢適応の原則の下、民間における普及状況や社会的な要請も踏まえつつ、必要な措置を講じてきている。我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、昨年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられている。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」において、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が盛り込まれるとともに、不妊治療と仕事の両立を支援する助成金が設けられるなど、民間企業における取組を促進するための各種施策が講じられている。さらに、不妊治療への保険適用拡大に向けた検討も進められている。こうした状況を踏まえれば、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いと考えられる。

地方公共団体においては、不妊治療のために使用できる特別な休暇等を措置している団体が一定数ある。

このため、職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設ける。休暇の期間は原則として1年につき5日、体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた範囲内とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。継続的な勤務が見込まれる非常勤職員についても不妊治療と仕事の両立を支援するため同様の休暇を措置する。

あわせて、管理職員を含む幅広い層の職員を対象として不妊治療に係る周知、啓発及び研修を行うことなどにより、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図っていく。

(2) 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

現在、男性職員は、妻が出産する場合、産前6週（多胎妊娠の場合、14週）から産後8週間までの期間において、育児参加のための休暇を5日の範囲内で使用できる。今般、第1の2(1)で述べたとおり子の出生後8週間以内における育児休業の取得を柔軟化することも踏まえ、妻の産後の体調回復が思わしくない場合や子が未熟児である場合などに同休暇を産後8週間経過後にも使用することができるよう、同休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで拡大する。

(3) (1)及び(2)のほか、非常勤職員についての次の措置

妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても休暇・休業等に関する措置を一体的に講じる。

ア 育児時間、介護時間、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和

1(2)アで述べたとおり、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止することに併せて、育児時間及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するとともに、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件のうち「6月以上継続勤務している」との要件を「6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している」と改める。これにより、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業や休暇等が取得できることとなる。

イ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設

前述の「少子化社会対策大綱」等により子の出生直後の時期を中心に男性の育児参画が促進

されていること等を踏まえ、継続的な勤務が見込まれる男性の非常勤職員について、配偶者出産休暇（有給）及び育児参加のための休暇（有給）を新たに設ける。

ウ 産前休暇及び産後休暇の有給化

現在、非常勤職員の出産に際しては、人事院規則により、産前及び産後の期間に無給の休暇が措置されているが、前述の妊娠・出産関連の措置との整合性を図る観点から、これらの産前及び産後の期間に係る休暇を有給とする。

(4) 期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの見直し

期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、現行制度において、承認に係る期間が1か月以下である育児休業の期間は、手当の対象となる期間から除算しないこととしているところ、この取扱いは維持した上で、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする。これにより、子の出生後8週間以内における育児休業の期間又はそれ以外の育児休業の期間のうち、承認に係る期間が1か月以下であるものはそれぞれ除算しないこととなる。

3 実施時期

1及び2のうち、第1の育児休業の取得回数制限の緩和を踏まえた措置は、第2の実施時期に合わせて実施する。このほか、休暇の新設及び有給化は、令和4年1月1日から実施し、非常勤職員の休暇・休業等の取得要件の緩和及び各省各庁の長等に対する措置等の義務付けは、同年4月1日から実施する。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和3年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和3年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所376事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3の(1)に記載している376事業所を組織、規模、産業別に13層に層化した後、無作為抽出法で144事業所を抽出し、実地調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種について、該当従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員は、すべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

4,919人（うち初任給関係職種266人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は17,013人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、すべて母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	規模計	事業所	事業所	事業所
産 業 計	121		34	56	31
農 業 ， 林 業 、 漁 業	2		0	0	2
鉱 採 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 取 業 、 建 設	11		2	5	4
製 造 業	52		11	28	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業 水 道 業 、 運 輸 業 ， 情 報 通 信 業 ・ 業 、 郵 便	15		7	5	3
卸 売 業 ， 小 売 業	7		0	5	2
金 融 業 ， 保 険 業 、 貸 付 業 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	5		5	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 業 医 療 ， 福 祉 、 サ ー ビ ス	29		9	13	7

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が23あった。
 2 調査対象事業所144に占める調査完了事業所121の割合（調査完了率）は、84.0%である。
 なお、調査対象事業所144から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1を除いた143に占める調査完了事業所121の割合（調査完了率）は84.6%である。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表について同じ。）。

第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円	
事 務	新 卒 事 務 員	大 学 卒	196,055	202,503	186,386	184,500
		短 大 卒	162,097	163,002	-	158,000
		高 校 卒	158,861	163,332	150,772	155,000
技 術 関 係	新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,607	207,551	193,469	175,125
		短 大 卒	184,471	188,771	181,600	168,000
		高 校 卒	163,466	167,175	162,575	152,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	196,978	204,909	191,206	178,250	
	短 大 卒	177,975	180,272	181,600	164,667	
	高 校 卒	162,686	166,244	161,649	153,000	

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 備考 職員の場合、行政職の現行初任給（事務・技術共通）は、大学卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円である。

第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 規模計

1 - 1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	9	52.8	712,439	48,543	663,896	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その2規模50人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	7	51.6	717,220	25,435	691,785		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	57.5	694,701	134,270	560,431		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	2	50.9	595,591	1,180	594,411	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	50.9	595,591	1,180	594,411		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	80	53.1	564,371	2,427	561,944	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	51	52.8	590,461	3,435	587,026		
	短大卒	3	56.2	519,173	0	519,173		
	高校卒	26	53.3	520,288	806	519,482		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	100	52.7	581,227	4,605	576,622	同上	同上	
大学卒	62	52.4	599,624	4,198	595,426			
短大卒	9	52.4	544,066	0	544,066			
高校卒	29	53.3	554,373	6,965	547,408			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	65	51.2	579,580	3,707	575,873	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	本表その2規模 500人以上、本 表その3規模 100人以上500人 未満及び本表そ の4規模100人 未満の対応級欄 参照
	大学卒	53	51.6	601,215	3,342	597,873		
	短大卒	2	41.0	374,527	0	374,527		
	高校卒	10	51.4	502,894	6,435	496,459		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	52	52.2	629,239	753	628,486	同 上	同 上
	大学卒	43	51.3	660,268	917	659,351		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	8	55.6	492,745	0	492,745		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長	231	47.9	571,218	8,444	562,774	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	同 上
	大学卒	173	47.1	586,166	9,151	577,015		
	短大卒	9	52.6	512,749	15,579	497,170		
	高校卒	49	51.6	497,749	3,164	494,585		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	331	50.3	522,305	4,464	517,841	同 上	同 上	
大学卒	181	49.3	548,327	3,594	544,733			
短大卒	30	50.1	525,395	7,718	517,677			
高校卒	118	51.8	483,044	4,978	478,066			
中学卒	2	51.9	401,461	0	401,461			

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。
- 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	74	47.5	464,215	34,520	429,695	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表その2規模500人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	44	45.5	469,296	44,783	424,513		
	短大卒	7	47.0	432,206	2,850	429,356		
	高校卒	23	51.4	465,067	25,381	439,686		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	116	42.1	486,545	67,515	419,030	同上	同上
	大学卒	77	40.0	494,639	82,603	412,036		
	短大卒	7	51.6	449,501	52,087	397,414		
	高校卒	31	47.6	468,243	15,141	453,102		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	229	43.4	423,336	44,091	379,245	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	137	41.0	439,823	48,612	391,211		
	短大卒	10	46.7	403,450	41,174	362,276		
	高校卒	82	47.8	391,541	35,016	356,525		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	263	43.4	447,657	85,595	362,062	同上	同上
	大学卒	118	41.2	473,299	102,198	371,101		
	短大卒	11	41.2	593,332	176,069	417,263		
	高校卒	132	45.7	408,734	61,380	347,354		
中学卒	2	43.5	586,298	140,571	445,727			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	273	40.6	394,799	48,529	346,270	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表その2規模500人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	168	38.4	418,669	56,416	362,253		
	短 大 卒	19	47.3	367,488	22,560	344,928		
	高 校 卒	86	44.3	342,556	36,498	306,058		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	249	48.6	509,977	96,795	413,182	同 上	同 上
	大 学 卒	87	45.5	483,197	92,650	390,547		
	短 大 卒	26	45.0	519,101	86,650	432,451		
	高 校 卒	135	51.0	523,363	101,721	421,642		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	1,119	39.0	302,172	38,388	263,784		同 上
	大 学 卒	495	34.9	303,064	40,461	262,603		
	短 大 卒	104	46.6	309,417	38,444	270,973		
	高 校 卒	520	41.1	299,965	36,518	263,447		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	1,220	45.3	383,143	64,805	318,338		同 上
	大 学 卒	490	38.3	368,431	68,370	300,061		
	短 大 卒	109	49.7	393,276	55,515	337,761		
	高 校 卒	617	47.7	388,614	64,618	323,996		
中 学 卒	4	55.9	337,617	61,841	275,776			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換 手を除く。 業務委託契約等に基づ き、他の事業所において 業務に従事している者を 除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	55.5	251,764	17,199	234,565	
	守 衛	7	62.5	262,841	23,809	239,032	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課)長 及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 部 (課) 長	2	46.5	515,836	236	515,600	
	研 究 室 (係) 長	5	40.7	386,463	46,825	339,638	
	主 任 研 究 員	2	34.5	370,844	67,544	303,300	
	研 究 員	5	27.3	279,062	41,502	237,560	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	学長・副学長・学部長	8	61.4	641,789	0	641,789	
	大 教 授	31	57.4	571,533	3,397	568,136	
	准 教 授	24	50.5	523,447	43,200	480,247	
	講 師	29	42.9	412,633	2,738	409,895	
	助 教	15	36.0	379,924	0	379,924	
高 等 学 校 職 種	校 長	*	*	*	*	*	
	教 頭	4	59.3	543,425	0	543,425	
	教 諭	46	45.7	460,817	2,480	458,337	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	10	55.2	714,993	194,026	520,967	港内又は湾内を航行区 域とする総トン数5ト ン以上の船舶の乗組員
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	14	51.9	622,685	156,108	466,577	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	51.2	583,246	111,724	471,522	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	9	39.5	505,380	97,878	407,502	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	17	34.0	456,612	140,359	316,253	

その2 規模500人以上

(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

2-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	7	53.3	786,045	65,428	720,617	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	5	51.6	822,664	37,830	784,834		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	57.5	694,701	134,270	560,431		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	29	52.4	654,336	991	653,345	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	21	51.7	664,810	337	664,473		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	8	54.5	625,405	2,795	622,610		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	45	52.3	693,293	837	692,456	同上	同上	
大学卒	33	52.0	711,100	1,133	709,967			
短大卒	3	52.2	674,529	0	674,529			
高校卒	9	53.8	632,138	0	632,138			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	41	50.9	629,940	2,414	627,526	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 9 級
	大学卒	34	51.0	651,149	1,010	650,139		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	6	51.6	533,097	11,027	522,070		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	38	51.8	693,348	389	692,959	同 上	同 上
	大学卒	37	51.5	698,618	401	698,217		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	167	47.1	600,574	5,105	595,469	2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7 級、8 級
	大学卒	132	46.6	608,759	5,245	603,514		
	短大卒	6	51.3	543,491	20,942	522,549		
	高校卒	29	50.9	543,610	731	542,879		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	206	50.4	568,348	1,966	566,382	同 上	同 上	
大学卒	129	49.2	581,957	3,138	578,819			
短大卒	20	51.3	569,203	0	569,203			
高校卒	57	52.9	538,472	151	538,321			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	27	46.2	547,267	47,220	500,047	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	18	43.3	530,962	70,752	460,210		
	短大卒	2	41.5	559,783	125	559,658		
	高校卒	7	55.2	585,618	164	585,454		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	69	40.1	507,380	84,086	423,294	同 上	同 上
	大学卒	58	38.7	503,147	92,961	410,186		
	短大卒	3	51.2	519,184	76,219	442,965		
	高校卒	8	48.6	543,784	0	543,784		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	129	42.8	467,583	56,364	411,219	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	76	40.0	483,277	62,870	420,407		
	短大卒	6	48.1	478,119	55,043	423,076		
	高校卒	47	48.7	428,136	40,964	387,172		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	133	42.8	494,539	115,013	379,526	同 上	同 上
	大学卒	61	40.9	535,804	132,577	403,227		
	短大卒	7	38.7	675,480	230,663	444,817		
	高校卒	64	45.1	430,224	84,511	345,713		
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	157	41.0	446,394	60,674	385,720	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級、 4級)
	大学卒	99	38.4	466,150	69,901	396,249		
	短大卒	12	47.2	385,221	23,032	362,189		
	高校卒	46	46.7	408,227	46,570	361,657		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	133	50.7	574,719	117,611	457,108	同 上	同 上
	大学卒	32	48.4	576,613	119,126	457,487		
	短大卒	17	46.3	560,697	104,243	456,454		
	高校卒	84	52.7	577,401	120,279	457,122		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	560	39.5	324,713	49,047	275,666		行政職1級
	大学卒	267	34.2	312,121	48,309	263,812		
	短大卒	56	46.0	324,581	51,474	273,107		
	高校卒	237	43.0	336,435	49,213	287,222		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係員	535	48.8	418,315	72,565	345,750		同 上
	大学卒	188	41.0	418,543	81,924	336,619		
	短大卒	62	50.9	413,287	58,882	354,405		
高校卒	283	51.0	419,462	71,705	347,757			
中学卒	2	59.0	337,792	59,982	277,810			

その3 規模100人以上500人未満

(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

3-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事業 ・ 技術 関係 職種	支店長	2	51.5	500,833	0	500,833	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	2	51.5	500,833	0	500,833		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	39	53.4	532,876	3,436	529,440	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	26	53.4	556,503	5,300	551,203		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	12	52.6	483,669	0	483,669		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	42	52.6	496,764	6,666	490,098	同上	同上	
大学卒	22	51.3	485,679	8,012	477,667			
短大卒	4	54.9	482,230	0	482,230			
高校卒	16	53.7	515,945	6,632	509,313			
中学卒	—	—	—	—	—			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部次長	23	51.4	497,759	6,038	491,721	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 7級、8級
	大学卒	19	52.5	516,626	7,292	509,334		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	48.4	442,734	0	442,734		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	8	49.4	474,048	0	474,048	同上	同上
	大学卒	4	47.0	421,070	0	421,070		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	51.8	527,026	0	527,026		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	49	51.2	459,899	27,576	432,323	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	34	50.4	482,506	37,539	444,967		
	短大卒	2	53.1	392,981	9,520	383,461		
	高校卒	13	52.9	413,204	5,113	408,091		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	100	49.7	430,388	11,175	419,213	同上	同上
	大学卒	43	49.7	448,089	5,961	442,128		
	短大卒	8	47.3	405,879	33,320	372,559		
	高校卒	48	50.1	420,129	12,067	408,062		
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	28	48.0	426,347	15,410	410,937	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	15	46.0	434,644	14,688	419,956		
	短大卒	4	49.8	407,482	4,714	402,768		
	高校卒	9	50.3	422,493	22,270	400,223		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	35	47.0	435,845	12,013	423,832	同 上	同 上
	大学卒	16	48.0	456,823	6,786	450,037		
	短大卒	3	50.6	333,083	5,535	327,548		
	高校卒	16	45.4	435,583	18,020	417,563		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	56	44.8	342,624	24,607	318,017	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	29	43.5	354,184	25,421	328,763		
	短大卒	4	43.9	259,042	14,351	244,691		
	高校卒	23	46.5	342,067	25,271	316,796		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	102	43.8	399,660	55,800	343,860	同 上	同 上
	大学卒	48	41.3	399,045	69,016	330,029		
	短大卒	3	46.1	457,774	95,904	361,870		
	高校卒	50	46.1	395,027	38,613	356,414		
中学卒	*	*	*	*	*			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	80	41.5	295,978	26,493	269,485	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	41	40.1	320,318	33,371	286,947		
	短大卒	6	48.5	324,212	13,481	310,731		
	高校卒	33	41.9	260,433	20,640	239,793		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	97	43.9	351,093	41,386	309,707	同上	同上
	大学卒	46	42.7	365,901	56,636	309,265		
	短大卒	9	39.0	326,593	5,230	321,363		
	高校卒	41	46.0	346,319	35,047	311,272		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	436	38.4	278,302	23,636	254,666		行政職1級
	大学卒	186	36.9	298,262	30,574	267,688		
	短大卒	36	48.6	295,928	12,000	283,928		
	高校卒	214	38.3	256,901	19,109	237,792		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	521	35.4	292,467	46,545	245,922		同上	
大学卒	252	34.7	306,796	52,455	254,341			
短大卒	25	44.8	305,316	41,756	263,560			
高校卒	242	35.0	275,491	40,555	234,936			
中学卒	2	45.6	337,046	67,944	269,102			

その4 規模100人未満

(企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

4-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事業 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	12	53.8	456,970	2,615	454,355	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	4	55.3	421,233	7,844	413,389		
	短大卒	2	53.5	501,284	0	501,284		
	高校卒	6	53.0	466,024	0	466,024		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	13	53.9	505,124	9,629	495,495	同上	同上	
大学卒	7	57.5	478,557	5,446	473,111			
短大卒	2	47.5	502,598	0	502,598			
高校卒	4	50.8	552,879	21,764	531,115			
中学卒	—	—	—	—	—			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)				
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	行政職 6級、7級	
	大学卒	—	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—	—			
	高校卒	*	*	*	*	*			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術部次長	6	58.2	446,495	3,904	442,591	同上	同上	
	大学卒	2	55.5	456,236	11,713	444,523			
	短大卒	—	—	—	—	—			
	高校卒	3	58.5	440,477	0	440,477			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	事務課長	15	51.0	432,333	4,053	428,280	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級	
	大学卒	7	49.2	360,963	0	360,963			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	7	51.6	479,774	8,685	471,089			
	中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	25	50.7	418,177	3,373	414,804	同上	同上		
大学卒	9	49.4	425,931	689	425,242				
短大卒	2	45.5	439,240	4,209	435,031				
高校卒	13	52.0	410,890	5,362	405,528				
中学卒	*	*	*	*	*				

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	19	48.5	407,230	43,553	363,677	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	11	48.3	419,031	42,228	376,803		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	49.2	403,505	51,858	351,647		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	12	51.8	394,709	35,629	359,080	同 上	同 上
	大学卒	3	50.8	347,503	44,523	302,980		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	50.9	414,698	33,968	380,730		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	44	43.6	369,938	25,676	344,262	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	32	42.2	375,297	23,186	352,111		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	12	47.2	355,359	32,452	322,907		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	28	46.1	358,758	28,591	330,167	同 上	同 上
	大学卒	9	43.7	356,927	29,408	327,519		
	短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	18	47.3	357,770	29,151	328,619			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	36	36.8	309,691	26,015	283,676	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	28	35.9	314,719	20,495	294,224		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	7	39.8	288,592	42,607	245,985		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	19	38.6	282,103	45,273	236,830	同 上	同 上
	大 学 卒	9	36.5	306,621	55,882	250,739		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	10	40.4	260,038	35,726	224,312		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	123	37.2	234,272	19,370	214,902		行政職1級
	大 学 卒	42	31.7	246,015	19,133	226,882		
	短 大 卒	12	45.1	241,283	25,023	216,260		
	高 校 卒	69	39.1	225,905	18,532	207,373		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	164	37.4	272,786	34,023	238,763		同 上
	大 学 卒	50	34.8	272,994	38,190	234,804		
短 大 卒	22	43.2	301,006	38,600	262,406			
高 校 卒	92	37.5	266,113	30,625	235,488			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

第4表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	25.5	(26.7)	(73.3)	(0.0)	74.5
	500人以上	33.7	(50.0)	(50.0)	(0.0)	66.3
	100人以上 500人未満	28.0	(17.8)	(82.2)	(0.0)	72.0
	100人未満	13.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	86.6
高校卒	規模計	40.5	(21.7)	(78.3)	(0.0)	59.5
	500人以上	64.2	(36.1)	(63.9)	(0.0)	35.8
	100人以上 500人未満	42.9	(13.0)	(87.0)	(0.0)	57.1
	100人未満	13.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	86.6

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.6%
配偶者に家族手当を支給する		(86.8%)
家族手当制度がない		19.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,484円
	配偶者と子1人	15,947円
	配偶者と子2人	20,773円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する		在宅勤務手当を 支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
38.0	(22.3)	(77.7)	62.0		

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
24.2	75.8

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	62.9	37.1	62.0	38.0	61.9	38.1
500人以上	60.1	39.9	54.4	45.6	54.6	45.4
100人以上500人未満	57.8	42.2	57.5	42.5	55.6	44.4
100人未満	73.8	26.2	75.8	24.2	78.6	21.4

第8表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	78.3	21.7	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 職員給与関係資料

令和3年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和3年4月における職員給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象

令和3年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）の適用を受ける者とした。したがって、現業職員及び企業職員は含まれない。なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 停職中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 療養休暇中の職員
- (6) 無給派遣中の職員
- (7) 再任用職員
- (8) 会計年度任用職員

3 調査の内容

令和3年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

第9表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数
	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	
全給料表	人 18,704	人 18,551	歳 43.3	歳 43.1	年 20.9
行政職給料表	4,266	4,232	42.4	42.2	20.6
公安職給料表	3,059	3,056	38.1	38.0	16.7
海事職給料表	80	79	45.0	45.3	25.7
教育職給料表(二)	3,212	3,190	44.6	44.5	21.9
教育職給料表(三)	7,528	7,432	45.4	45.0	22.4
研究職給料表	181	177	43.0	43.0	19.5
医療職給料表(一)	23	24	46.3	47.5	21.3
医療職給料表(二)	234	235	43.2	43.2	19.4
医療職給料表(三)	121	126	43.4	43.0	20.7

第10表 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円
全給料表	356,252 (355,383)	10,495	3,875 (3,865)	5,144	6,117	8,787 (8,778)	390,670 (389,782)
行政職給料表	324,787 (323,918)	10,470	6,229 (6,210)	6,264	5,711	6,802 (6,798)	360,263 (359,371)
公安職給料表	321,712 (321,475)	14,909	4,695 (4,690)	1,603	4,906	7,613 (7,611)	355,438 (355,194)
海事職給料表	363,405 (362,760)	14,690	9,276 (9,257)	3,251	1,146	7,791 (7,791)	399,559 (398,895)
教育職給料表(二)	383,685 (383,105)	10,716	2,262 (2,258)	3,590	7,766	6,812 (6,805)	414,831 (414,240)
教育職給料表(三)	376,223 (374,951)	8,624	2,636 (2,629)	6,608	6,246	10,384 (10,367)	410,721 (409,425)
研究職給料表	369,320 (369,061)	11,280	2,650 (2,648)	5,379	6,939	592 (592)	396,160 (395,899)
医療職給料表(一)	508,342 (501,186)	6,313	89,910 (88,765)	47,283	5,833	273,885 (273,815)	931,566 (923,195)
医療職給料表(二)	348,531 (348,054)	11,434	2,711 (2,707)	3,356	5,026	16,399 (16,393)	387,457 (386,970)
医療職給料表(三)	340,857 (340,578)	4,425	3,027 (3,024)	2,545	3,879	7,223 (7,208)	361,956 (361,659)

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等である。

3 ()内は、特例条例に基づく減額後の額を示す。

第11表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比

区分 給料表	計		学歴別職員数及び構成比								性別職員数及び構成比			
			大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		男		女	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
全給料表	18,551	100.0	14,938	80.5	1,116	6.0	2,438	13.1	59	0.3	11,548	62.3	7,003	37.7
行政職給料表	4,232	100.0	2,959	69.9	138	3.3	1,095	25.9	40	0.9	3,072	72.6	1,160	27.4
公安職給料表	3,056	100.0	1,835	60.0	17	0.6	1,204	39.4			2,783	91.1	273	8.9
海事職給料表	79	100.0	5	6.3	31	39.2	28	35.4	15	19.0	79	100.0		
教育職給料表(二)	3,190	100.0	2,985	93.6	92	2.9	109	3.4	4	0.1	1,886	59.1	1,304	40.9
教育職給料表(三)	7,432	100.0	6,695	90.1	737	9.9					3,422	46.0	4,010	54.0
研究職給料表	177	100.0	175	98.9	1	0.6	1	0.6			137	77.4	40	22.6
医療職給料表(一)	24	100.0	24	100.0							13	54.2	11	45.8
医療職給料表(二)	235	100.0	180	76.6	55	23.4					147	62.6	88	37.4
医療職給料表(三)	126	100.0	80	63.5	45	35.7	1	0.8			9	7.1	117	92.9

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第12表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	2,942	1,362	1,433	147
2人	2,858	1,197	2,799	97
3人	2,139	1,493	2,133	48
4人	758	672	757	30
5人	126	113	126	14
6人以上	24	21	24	2
計	8,847	4,858	7,272	338

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額額は、22,008円(平均扶養親族数は2.1人)である。

第13表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5	11	9	2						
6			1						
7	2	4	2					1	1
8	4	45	1						
9	15	12	39				1		1
10		17	15						
11	3	26	9						
12		69	16						
13	11	19	53						3
14	6	14	15						1
15	1	29	16						3
16		60	11						2
17	6	15	58						
18	2	27	14	1					
19	7	20	13			1			1
20	1	2	18	1					
21	10	62	47	2				1	1
22	2	11	11	1					
23	5	17	18					1	
24	2	10	7	1				1	
25	57	3	27	1					
26	4	4	16	1				1	
27	9	4	15	1				1	
28		2	2	2				1	
29	35	1	15	2				2	
30	38	1	44	3			1	2	
31	5	1	13	5			6	2	
32			15	4			13	1	
33	12	1	17	2			4		
34	10		35	6			8		
35	34		9	5			6	1	
36	2		6			1	2		
37	4		18	5			5	1	
38	11		26	1			2		
39	29		10	7			3		
40	1		12				4		
41	3		6	9			1		3
42	4		24	4	1		1		
43			16	4			1		
44			10		1		2		
45			6	13				1	
46			14	10					
47			7	10			2		
48			12	2	1				
49			6	11	1	1	6		
50			11	23			1		
51			7	13		7			
52			2	3		3	1		
53			10	21	3	41			
54			9	25		14			
55			11	27	1	17	1		
56			2	2	1	10			
57			7	19	2	26	1		
58			12	28	5	9			
59			6	38	5	24			
60			1	2	1	15			
61			8	32	3	13	1		
62			3	45	5	11			
63			10	24	3	21			
64			1	1		13			
65			11	45	8	4			
66			12	35	10	5			
67		1	7	25	10	12			
68				1	13	5			
69			7	33	8	4			
70			10	33	11	3			
71			7	22	18	17			
72					34	2			
73			5	26	25	3			
74			10	33	16	3			
75			4	25	42	3			
76				24	27	5			

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			5	25	24	2			
78			3	25	10	1			
79			2	37	36				
80				22	14				
81			6	14	18				
82			9	13	13	1			
83			3	7	25				
84				13	23				
85			13	8	19				
86			6	15	10				
87			4	18	26				
88				7	11				
89			4	6	21				
90			6	16	20				
91			5	12	20				
92		1	4	8	22				
93			3	125	251				
94			4						
95			3						
96			1						
97			2						
98			7						
99			3						
100			3						
101			3						
102		1	1						
103			5						
104			4						
105			1						
106			3						
107			1						
108			4						
109			2						
110		1	3						
111			2						
112			2						
113			39						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	346	489	1,086	1,090	818	297	73	17	16

適用職員数	4,232 人
-------	---------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第13表の各表において同じ。）。

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	28								
4									
5	1								
6									
7	38								
8									
9	4								
10	1								
11	12								
12									
13	20								
14	1								
15	6								
16	2								
17	31								
18									
19	53								
20	2								
21	32	41							
22				2					
23	43	7							
24	4	2							
25	37	52							
26	3	7							
27	5	16							
28	5	3		1					
29	17	58		2					
30	2	2		1					1
31	4	17	1	3					2
32	1	9							5
33	4	39		2					2
34	2	4		1					
35	4	22	1	1					1
36	2	13		2					
37	1	39	1	2					
38	2	6		4					1
39	3	27	12	1					
40	2	12	1	3					
41		36	6		1				
42	2	8	7	5	1				
43		18	5	1					
44		12	7	6					2
45		18	12					11	
46		27	3	3				3	
47		14	11	4	1			5	
48		17	6	5		2		4	
49		13	13	3		1		1	
50		14	19	9		1		1	
51		22	7	3		1		3	
52		12	22	8	2	1			
53		11	25	3		2			
54		13	25	8		3		3	
55		7	12	8	4		4		
56		4	23	7		1	5		
57		13	12	6	3	1	9	1	
58		3	20	6	3	4	5		
59		9	13	11	5	2	6	3	
60		2	20	4	3	1	1		
61		9	16	10	2	2	2		
62		3	15	9	8	2	3		
63		7	14	12	3	4	5		
64		2	18	9	6	2	1		
65		2	12	13	10	5			
66		1	18	16	4	3	4		
67			8	16	11	2	7		
68		1	13	10	6	5	1		
69			11	17	8	7			
70			11	12	12	2	1		
71			9	12	3	1			
72			13	9	8	4			
73		1	18	16	9	3	5		
74			12	16	11	3			
75			6	7	9	2	3		
76			7	16	13	3	2		

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			9	13	10	6			
78			6	8	7	1	1		
79			8	12	5	3			
80			5	13	11	2			
81			8	14	4	2			
82			4	8	10	3			
83			5	10	8	5			
84			3	13	13	4			
85			2	11	8	1			
86				12	10	2			
87			1	4	10	2			
88			3	6	8				
89			1	11	5	6			
90				10	7				
91			2	5	4	1			
92			3	13	9	1			
93				10	142	38			
94			1	5					
95			1	6					
96				10					
97			2	9					
98			1	4					
99				1					
100			2	8					
101				10					
102				4					
103			2	7					
104				4					
105			1	4					
106			1	5					
107			1	5					
108				4					
109			1	2					
110				4					
111			2	3					
112				4					
113				6					
114				10					
115			3	4					
116				10					
117				3					
118			1	9					
119				6					
120			2	7					
121				5					
122				13					
123			1	9					
124			2	14					
125				56					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131			1						
132			1						
133									
134			2						
135									
136									
137									
138									
139									
140			1						
141			5						
142									
143									
144									
145									
計	374	675	580	749	417	147	65	37	12

適用職員数	3,056 人
-------	---------

海事職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		1			
2					
3					
4					
5				1	
6					
7					
8					
9			1		
10					
11					
12					
13		1	3		
14				1	
15					
16					
17			1	1	
18		2			
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29			2	1	
30					
31					
32			1		
33					
34					
35					
36					
37				2	
38					1
39					
40					
41					
42					
43				1	1
44					
45				1	1
46					1
47					
48				1	
49					1
50				1	1
51					
52					
53					
54				1	
55				2	
56				1	
57					
58					
59				1	
60				1	1
61					
62					
63				1	
64				1	
65					1
66					1
67				2	
68				1	
69			1		
70				3	
71					
72				2	1
73					
74					1
75				1	
76				1	1

海事職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
77				2	1
78					1
79					1
80					
81				2	1
82					
83					1
84					
85				1	
86					
87				1	1
88				1	
89				1	1
90					
91					
92				2	
93				1	
94					
95					
96					
97					
98				1	
99				2	
100					
101				5	
計		4	9	47	19

適用職員数	79 人
-------	------

教育職給料表（二）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		17			
2					
3		6			
4		3			
5		20			
6		2			
7		5			
8					
9	2	5			
10		15			
11		2			
12					
13		11			
14		6			
15		11			
16					
17		4			
18		16			
19		12			
20		13			
21		16			
22		9			
23		3			
24	1	5			
25		11			
26		13			
27		19			2
28		13			2
29	2	24			6
30		14			4
31	1	13			15
32		15			5
33		16			4
34		14			12
35		12			8
36		16			3
37		18		1	28
38	1	12			
39	2	8		1	
40		23			
41	1	13			
42		10			
43	3	12			
44		12		2	
45		24		2	
46		8		1	
47	1	12			
48		21		1	
49	1	19		2	
50		10		2	
51	2	13		1	
52		11			
53		13		2	
54	1	8			
55	1	18		6	
56				1	
57	2	18		8	
58		18		3	
59		14	1	6	
60		17		3	
61	3	28	1	8	
62	2	12		4	
63	4	23	3	3	
64				2	
65	4	11		5	
66	4	28	1	4	
67	3	20		4	
68	3	23	3	4	
69	1	21		4	
70	1	24	1	8	
71	1	25		1	
72		28	1	2	
73		26	1	8	
74	1	28		4	
75	3	36	1	1	
76	1	26	1	1	

教育職給料表（二）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
77		15		21	
78	1	22	1		
79	1	23			
80		25	1		
81	1	16			
82	1	24			
83	1	24			
84	2	23			
85	1	26			
86	2	28	1		
87	2	22			
88		26			
89	2	15			
90		20	3		
91	2	23	1		
92	1	22	2		
93	1	15	1		
94	2	24	2		
95		29	2		
96			1		
97	1	22	5		
98	2	32	4		
99	1	26	2		
100	2				
101	1	26	1		
102		22	1		
103	1	16	2		
104			1		
105		20	3		
106	1	21	5		
107	1	28	1		
108		22			
109	2	33	4		
110		19	1		
111	1	24	1		
112	1	16	1		
113	1	25	1		
114	1	20	1		
115	4	23			
116	3	20			
117	1	21			
118	1	10			
119	1	19			
120	1	14			
121	1	17			
122	1	20			
123		32			
124		19			
125	1	13			
126		17			
127	1	29			
128	2	21			
129	2	33			
130		31			
131	2	49			
132	1	24			
133	2	36			
134		66			
135	2	76			
136	4	31			
137		47			
138	2	58			
139	2	58			
140	1	37			
141	1	39			
142	1	36			
143	1	10			
144	2	1			
145	4	8			
146	2				
147	1				
148	2				
149	4				
150	2				
151	1				
152	3				
153	4				
計	151	2,761	63	126	89

適用職員数

3,190 人

教育職給料表（三）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3		2			
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					2
13		126			1
14		1			
15		12			
16		23			1
17		111			
18		4			3
19		14			1
20					8
21		33			8
22		114			23
23		2			77
24					4
25		24			9
26		28			24
27		87			43
28					6
29		25			12
30		32			22
31		35			31
32		64			7
33		22			15
34		37			20
35		31			13
36		59			5
37		23			164
38		37			
39		24			
40		62			
41		31	1	1	
42		23			
43		25			
44		29			
45		42			
46		41	1		
47		31		1	
48		36			
49		34	1		
50		33	1	2	
51		36		2	
52		27		1	
53		29	1	2	
54		21		2	
55		22		2	
56		34		4	
57		31		5	
58		31	2	3	
59		20		5	
60		28			
61		34	1	2	
62		36		4	
63		20		3	
64		38	1	5	
65		31	2	8	
66		23		4	
67		26	1	9	
68				7	
69		32	2	12	
70		23		8	
71		32		14	
72		22	1	2	
73		22		17	
74		35		21	
75		35	1	18	
76			1	11	
77		26	1	10	
78		22	1	35	
79		20	1	10	
80		28	2	9	

教育職給料表（三）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
81		27		19	
82		31	2	41	
83		21	1	9	
84				8	
85		23	3	16	
86		18		37	
87		34	4	13	
88				2	
89		30	1	19	
90		30		28	
91		34	1	9	
92			1	7	
93		38	1	88	
94		37	4		
95		37	2		
96		32	5		
97		29	3		
98		29	4		
99		32	1		
100		33	3		
101		43			
102		28	2		
103		43			
104		37	1		
105		41	1		
106		47	1		
107		36	4		
108		40			
109		54			
110		27	1		
111		42			
112		34			
113		39			
114		36	1		
115		34			
116		35			
117		38			
118		25			
119		40			
120		33			
121		65			
122		36			
123		52			
124		51			
125		70			
126		40			
127		57			
128		48			
129		54			
130		28			
131		35			
132		42			
133		42			
134		28			
135		72			
136		41			
137		42			
138		46			
139		78			
140		39			
141		104			
142		88			
143		148			
144		87			
145		126			
146		172			
147		206			
148		139			
149		202			
150		168			
151		160			
152		113			
153		87			
154		70			
155		28			
156		21			
157		36			
計		6,329	69	535	499

適用職員数

7,432 人

研究職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			3		
6		2			
7					
8					
9			3		
10					
11					
12					
13		1	5		
14			1		
15		2	2		
16		5			
17			2		
18					
19					
20		3	1		
21			7		
22		1			
23			1		
24		6	1		
25		1	3		
26		1			
27		1			1
28		2			
29			5		
30		1	1		
31					3
32					
33					1
34			3		2
35					1
36					2
37			1		1
38					
39			1		1
40					1
41			1		1
42					2
43				1	
44					1
45					
46			1	1	
47		2		1	
48				1	
49			3	1	
50				1	
51					
52				1	
53			1	2	
54			1	2	
55			2	3	
56			1	1	
57			3	1	
58					
59			1	2	
60			1		
61			2	2	
62			1	2	
63			2	2	
64					
65			1	4	
66				1	
67				1	
68					
69			2	1	
70					
71				2	
72					
73			1	13	
74			2		
75			3		
76			1		

研究職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
77			2		
78			1		
79					
80					
81			2		
82			1		
83					
84			1		
85					
86			2		
87					
88			2		
89			3		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		2			
計		30	84	46	17

適用職員数

177 人

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		1		
6				
7				
8				
9		1		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				1
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25		1	2	
26				
27				
28				
29				
30				
31				1
32				1
33				
34			1	
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41			1	
42			1	
43				
44				
45				1
46				
47				1
48				1
49				
50				
51				1
52				
53				
54				1
55				
56				1
57				
58				2
59				
60				
61			1	
62				1
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計		3	8	13

適用職員数	24 人
-------	------

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1		1					
2							
3							
4		1					
5				1			
6		1					
7			1				
8			1	1			
9				1			
10		1	1	1			
11		2	4	1			
12				1			
13			2				
14			1				
15		3					
16		2	1	2			
17			4	1			
18		2					
19		1	1				
20		2	1	1			
21							
22			1	1			
23		1		1			
24		1					
25		1		3			
26			1	3			
27		1		2			
28							8
29							
30				1	1		
31				4			1
32							
33							
34				1			
35				4			
36				1			2
37					1		
38							
39				2	2		
40				1			1
41							
42					1	1	
43				1		5	
44				1			
45				1	1	1	
46					2	1	
47				2	2	1	1
48						3	
49				1	3	1	
50				1	5	3	
51				1	4		
52					2		
53				3	2	2	
54				2	3	1	
55					3	2	
56					1	1	
57				1	2		
58				1	2	3	
59				1		5	
60						4	
61				1			
62					3		
63					1	4	
64					4	3	
65				1	1	13	
66			1	1	1		
67				2	2		
68				4	1		
69				2			
70				1			
71					1		
72				1	2		
73				1			
74					1		
75					1		
76							

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
77	人	人	人	人	人	人	人
78				1			
79							
80							
81							
82							
83							
84					2		
85					3		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
計		20	21	66	60	55	13
適用職員数						235 人	

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10				1		
11						
12			1			
13			3			
14				1		
15		1				
16						
17			2	2		
18			3	1		
19		2				
20						
21				1		
22				4		
23						
24		1	1			
25				1		
26						
27		1		1		
28			1			
29						
30		3				
31				2		
32			1			
33		1				
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42				2	1	
43			1			
44						2
45				1	1	1
46				1		
47						1
48						
49						
50						1
51						
52						
53						1
54				1		
55						
56						
57				1		
58		1				
59				1		
60						
61						
62						
63			1		1	
64						
65			1			
66						
67					1	
68						
69					2	
70				1	1	
71				1	2	
72						
73					2	
74				1		
75				1		
76			1			

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
77	人	人	人	人	人	人
78		1	1	2	1	
79						
80						
81				2	2	
82			1	2		
83						
84				1	2	
85						
86						
87						
88						
89			2		1	
90			1			
91						
92						
93			1		20	
94						
95				1		
96						
97			1			
98						
99			1			
100						
101						
102			1			
103			1			
104						
105						
106			1			
107						
108						
109						
110						
111						
112			1			
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121			1			
122			1			
123			1			
124						
125			7			
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		11	38	34	37	6
適用職員数					126 人	

任期付職員の給料表別人員

給料表	職員数	摘要
特定任期付職員給料表	1人	特定任期付職員
行政職給料表	2	上記以外の任期付職員
教育職給料表（二）	2	
研究職給料表	1	
医療職給料表（一）	1	
計	7	

- (注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。
 2 特定任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項に規定により任期を定めて採用された職員をいう。
 3 上記以外の任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項に規定により任期を定めて採用された職員をいう。
 4 行政職給料表、教育職給料表（二）、研究職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける任期付職員は、本表以外には含まない。

第14表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等

給料表

行政職

役職

部長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40	1	482,300							1	482,300
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49	2	518,100							2	518,100
50										
51										
52										
53	1	527,500							1	527,500
54	1	464,800							1	464,800
55	1	527,500							1	527,500
56	2	478,450			1	460,800			3	472,567
57	4	485,700			1	476,500			5	483,860
58	6	475,067							6	475,067
59	3	484,100			2	497,650			5	489,520
60										
計	21	487,652			4	483,150			25	486,932
平均年齢		55.4 歳				57.7 歳				55.8 歳

(注) 平均給料月額には、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含むが、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含まない(以下第14表の各表において同じ。)

給料表

行政職

役職

次長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34	1	421,700							1	421,700
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49	2	450,050							2	450,050
50	1	458,300							1	458,300
51										
52										
53	1	440,600							1	440,600
54	2	441,200			1	463,700			3	448,700
55	5	444,160			1	441,000			6	443,633
56	1	426,100			1	440,600			2	433,350
57	3	434,233			1	432,300			4	433,750
58	14	430,536			2	441,500			16	431,906
59	7	430,329			2	424,900			9	429,122
60										
計	37	434,932			8	438,800			45	435,620
平均年齢		55.9 歳		歳		57.0 歳		歳		56.1 歳

給料表

行政職

役職

課長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33	1	382,100							1	382,100
34										
35	1	356,100							1	356,100
36										
37										
38										
39										
40										
41	1	403,200							1	403,200
42										
43	2	410,250							2	410,250
44										
45	1	404,700			1	400,600			2	402,650
46										
47	2	423,300							2	423,300
48	5	402,100							5	402,100
49	5	402,340							5	402,340
50	14	404,979			2	417,150			16	406,500
51	18	407,828	1	403,800	3	402,900			22	406,973
52	11	407,500	1	403,200	1	401,700			13	406,723
53	31	409,558			2	405,400			33	409,306
54	18	407,344	2	404,950	8	408,338			28	407,457
55	27	408,300			16	404,663			43	406,947
56	29	407,483	1	402,900	7	402,229	1	402,600	38	406,266
57	25	408,848	1	402,900	9	402,933	1	404,100	36	407,072
58	36	404,103	2	403,050	8	405,788			46	404,350
59	28	406,682	2	401,000	9	402,478			39	405,421
60										
計	255	406,879	10	403,080	66	404,667	2	403,350	333	406,305
平均年齢	54.5 歳		55.8 歳		55.5 歳		56.5 歳		54.7 歳	

給料表

行政職

役職

課長補佐

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39	1	384,500							1	384,500
40										
41	1	354,200							1	354,200
42	1	362,800							1	362,800
43	2	364,900							2	364,900
44	5	365,680							5	365,680
45	22	371,805							22	371,805
46	32	376,269			2	371,000			34	375,959
47	49	380,182	4	377,325	8	381,950			61	380,226
48	46	383,883	2	380,400	13	381,338			61	383,226
49	62	386,292	3	383,467	13	387,608			78	386,403
50	47	387,196			14	385,057	1	374,900	62	386,515
51	47	385,326	4	389,425	17	389,994			68	386,734
52	57	390,937	4	391,975	29	389,666	1	386,500	91	390,529
53	53	391,109	4	393,000	13	392,177			70	391,416
54	54	391,213	2	383,400	21	390,514	2	387,850	79	390,744
55	52	391,687	5	392,040	28	391,929			85	391,787
56	42	391,536	5	388,400	19	392,579	1	385,100	67	391,501
57	44	391,384	6	391,950	17	390,176			67	391,128
58	35	391,620	3	391,400	9	391,756	2	382,500	49	391,259
59	35	391,886	5	392,800	7	386,400			47	391,166
60										
計	687	387,219	47	388,872	210	389,098	7	383,886	951	387,691
平均年齢	51.9 歳		53.8 歳		53.0 歳		54.5 歳		52.2 歳	

給料表

行政職

役職

係長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34	1	277,000							1	277,000
35										
36	4	304,425			1	289,000			5	301,340
37	5	307,580			2	313,850			7	309,371
38	6	306,600			5	311,260			11	308,718
39	11	322,764			13	321,138			24	321,883
40	17	324,529			7	330,171			24	326,175
41	27	334,211			14	346,564	2	313,550	43	337,272
42	41	349,078	1	329,300	23	349,257	1	337,300	66	348,662
43	64	355,680	1	358,100	23	359,048			88	356,588
44	76	361,693	3	361,967	26	356,888	1	360,100	106	360,508
45	62	363,497	1	367,600	32	365,453	3	364,967	98	364,222
46	59	367,907	4	364,775	26	365,335	3	366,533	92	366,999
47	59	371,441	6	361,433	22	368,523	4	367,275	91	369,892
48	31	372,919	4	364,225	21	371,971	2	365,200	58	371,710
49	48	373,875	5	368,020	22	373,268	1	367,600	76	373,232
50	29	375,521	1	374,900	21	373,071	1	369,300	52	374,400
51	31	377,503			18	375,839			49	376,892
52	21	376,719	3	380,367	20	373,290			44	375,409
53	11	371,400	4	371,075	11	373,318	1	368,300	27	372,019
54	11	380,091			14	373,736	1	373,400	26	376,412
55	8	378,275	1	381,000	15	370,520	1	371,500	25	373,460
56	7	372,900			5	357,560			12	366,508
57	5	381,000	2	379,800	9	369,933			16	374,625
58	4	373,950	3	381,000	6	369,706			13	373,618
59	2	381,000			2	371,550			4	376,275
60										
計	640	362,128	39	367,936	358	362,418	21	360,410	1,058	362,406
平均年齢		46.1 歳		49.3 歳		47.3 歳		46.9 歳		46.6 歳

給料表

行政職

役職

主任主事等

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29	28	244,182			3	243,000			31	244,068
30	58	248,083	1	246,600	4	246,125			63	247,935
31	102	252,414	1	252,100	8	249,325			111	252,188
32	71	258,538	1	237,600	8	259,413			80	258,364
33	70	263,253	1	250,800	5	264,620			76	263,179
34	63	271,352			10	269,360			73	271,079
35	69	279,680	2	260,700	9	278,822			80	279,109
36	66	282,805	1	277,000	10	287,980			77	283,401
37	40	289,788	2	287,250	15	295,667	1	294,300	58	291,298
38	31	296,745			14	301,057			45	298,087
39	22	305,841			12	308,967	1	309,600	35	307,020
40	13	308,015	2	277,300	11	317,855			26	309,815
41	7	321,000	1	312,700	11	321,336	2	322,900	21	320,962
42	10	315,910	1	324,100	15	322,947			26	320,285
43	7	322,929	1	328,600	9	326,833			17	325,329
44	8	333,075	2	330,250	7	334,771			17	333,441
45	9	336,211	3	332,800	8	330,338			20	333,350
46	5	321,580	6	336,450	10	336,990			21	333,167
47	5	339,280	3	340,833	5	332,340	1	334,100	14	336,764
48	5	338,940			5	338,140			10	338,540
49	5	342,400	2	341,900	8	339,300			15	340,680
50	2	345,450			8	344,488	2	345,000	12	344,733
51	5	346,460	1	348,900	6	341,000	1	344,500	13	343,977
52	5	350,000	1	344,500	5	344,240			11	346,882
53	1	350,000			5	347,180	1	348,000	7	347,700
54	1	350,000			3	347,433	1	349,500	5	348,360
55	2	350,000			5	350,000			7	350,000
56					1	339,500			1	339,500
57					3	349,633			3	349,633
58	1	350,000			3	348,500			4	348,875
59	2	350,649			4	346,300			6	347,750
60										
計	713	276,340	32	311,166	230	311,551	10	331,580	985	286,254
平均年齢	35.0 歳		42.2 歳		41.9 歳		46.3 歳		37.0 歳	

給料表

行政職

役職

主事・技師

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					14	151,307			14	151,307
19					20	155,680			20	155,680
20			2	161,600	16	159,969			18	160,150
21			1	168,900	18	168,750			19	168,758
22	60	184,070	1	183,900	30	178,750			91	182,314
23	49	190,469	1	192,200	22	187,809			72	189,681
24	68	199,119	1	190,400	16	196,219			85	198,471
25	65	208,082			17	206,482			82	207,750
26	107	213,764			20	212,015			127	213,489
27	81	219,575			15	216,313			96	219,066
28	93	225,842	1	229,500	14	225,864			108	225,879
29	42	227,969			8	228,050			50	227,982
30	24	228,608			3	229,900			27	228,752
31	5	229,620	2	230,350					7	229,829
32	4	236,450							4	236,450
33	1	239,500			2	237,600			3	238,233
34	1	236,900			2	225,700			3	229,433
35	3	237,733							3	237,733
36	1	283,100			2	232,500			3	249,367
37										
38										
39										
40										
41	1	299,900							1	299,900
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51			1	294,500					1	294,500
52										
53										
54										
55	1	297,400							1	297,400
56										
57										
58										
59										
60										
計	606	211,765	10	204,330	219	189,615			835	205,866
平均年齢	26.0 歳		27.1 歳		23.5 歳		歳		25.4 歳	

給料表

行政職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					14	151,307			14	151,307
19					20	155,680			20	155,680
20			2	161,600	16	159,969			18	160,150
21			1	168,900	18	168,750			19	168,758
22	60	184,070	1	183,900	30	178,750			91	182,314
23	49	190,469	1	192,200	22	187,809			72	189,681
24	68	199,119	1	190,400	16	196,219			85	198,471
25	65	208,082			17	206,482			82	207,750
26	107	213,764			20	212,015			127	213,489
27	81	219,575			15	216,313			96	219,066
28	93	225,842	1	229,500	14	225,864			108	225,879
29	70	234,454			11	232,127			81	234,138
30	82	242,383	1	246,600	7	239,171			90	242,180
31	107	251,349	3	237,600	8	249,325			118	250,862
32	75	257,360	1	237,600	8	259,413			84	257,320
33	72	264,574	1	250,800	7	256,900			80	263,730
34	66	273,194			12	262,083			78	271,485
35	73	279,003	2	260,700	9	278,822			84	278,548
36	71	284,027	1	277,000	13	279,523			85	283,255
37	45	291,764	2	287,250	17	297,806	1	294,300	65	293,245
38	37	298,343			19	303,742			56	300,175
39	34	313,629			25	315,296	1	309,600	60	314,257
40	31	322,694	2	277,300	18	322,644			51	320,896
41	37	333,189	1	312,700	25	335,464	4	318,225	67	332,839
42	52	342,963	2	326,700	38	338,871	1	337,300	93	340,881
43	75	354,324	2	343,350	32	349,988			109	352,850
44	89	359,345	5	349,280	33	352,197	1	360,100	128	357,115
45	94	363,267	4	341,500	41	359,459	3	364,967	142	361,590
46	96	368,281	10	347,780	38	358,174	3	366,533	147	364,238
47	115	374,669	13	361,569	35	366,423	5	360,640	168	371,520
48	87	378,440	6	369,617	39	370,756	2	365,200	134	375,611
49	124	383,517	10	367,430	43	371,284	1	367,600	178	379,569
50	93	386,099	1	374,900	45	373,678	4	358,550	143	381,341
51	101	385,011	7	372,129	44	378,402	1	344,500	153	382,256
52	94	387,521	9	384,078	55	379,800	1	386,500	159	384,649
53	98	396,210	8	382,038	31	379,081	2	358,150	139	391,027
54	87	394,666	4	394,175	47	387,357	4	374,650	142	391,669
55	96	397,539	6	390,200	65	387,652	1	371,500	168	393,296
56	81	398,207	6	390,817	34	391,274	2	393,850	123	395,859
57	81	402,378	9	390,467	40	388,663	1	404,100	131	397,385
58	96	406,022	8	390,413	28	389,958	2	382,500	134	401,382
59	77	403,000	7	395,143	26	396,173			110	400,886
60										
計	2,959	322,145	138	352,593	1,095	325,835	40	359,458	4,232	324,446
平均年齢	41.6 歳		48.0 歳		43.1 歳		48.6 歳		42.2 歳	

給料表

公安職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					28	173,400			28	173,400
19					39	180,105			39	180,105
20					35	188,711			35	188,711
21					36	197,592			36	197,592
22	45	203,800			38	206,611			83	205,087
23	36	211,808			43	214,795			79	213,434
24	38	221,326			39	222,615			77	221,979
25	43	231,426			32	231,209			75	231,333
26	48	236,306			39	239,285			87	237,641
27	42	244,464			40	245,015			82	244,733
28	58	248,916			31	250,339			89	249,411
29	48	254,906			26	254,804			74	254,870
30	75	261,065			28	260,454			103	260,899
31	51	265,418			32	269,541			83	267,007
32	78	276,623			35	276,200			113	276,492
33	73	286,371			13	282,046			86	285,717
34	78	293,927			34	291,106			112	293,071
35	75	300,605			33	315,121			108	305,041
36	76	312,179			19	312,347			95	312,213
37	78	317,833			18	323,794			96	318,951
38	61	331,010	1	316,300	19	321,774			81	328,662
39	52	339,952			17	336,376			69	339,071
40	48	349,729	1	368,600	22	354,991			71	351,625
41	60	356,055			21	359,571			81	356,967
42	63	366,248			28	374,411			91	368,759
43	49	378,308	1	377,000	34	375,103			84	376,995
44	45	388,971	1	401,100	13	383,677			59	388,010
45	43	397,602	1	388,700	30	393,860			74	395,965
46	54	398,678	2	404,800	30	394,540			86	397,377
47	58	405,657	4	402,000	25	397,460			87	403,133
48	45	403,080	1	387,600	20	398,060			66	401,324
49	37	407,838	1	387,600	31	403,548			69	405,617
50	24	413,279	2	400,250	24	405,383			50	408,968
51	38	406,529			21	408,857			59	407,358
52	30	404,710			24	415,063			54	409,311
53	20	407,460			17	418,465			37	412,516
54	25	419,028			21	412,757			46	416,165
55	27	414,356			29	424,172			56	419,439
56	26	412,323			28	416,693			54	414,589
57	35	417,806			34	419,450			69	418,616
58	34	412,344	2	401,900	39	417,297			75	414,641
59	19	417,337			39	428,546			58	424,874
60										
計	1,835	325,971	17	391,106	1,204	314,243			3,056	321,712
平均年齢	38.4 歳		47.2 歳		37.3 歳		歳		38.0 歳	

給料表

海事職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					1	175,200			1	175,200
19										
20										
21					1	206,600			1	206,600
22					2	219,600			2	219,600
23										
24										
25			2	254,400	1	247,100	1	254,400	4	252,575
26										
27										
28										
29										
30										
31	1	299,900	1	306,700					2	303,300
32										
33					1	324,600			1	324,600
34							1	261,600	1	261,600
35										
36										
37							2	281,400	2	281,400
38			1	342,800					1	342,800
39					1	334,800			1	334,800
40			1	360,200	1	334,800	1	357,500	3	350,833
41			2	355,050					2	355,050
42			1	367,200	2	354,350	1	316,100	4	348,000
43			2	368,850			2	363,700	4	366,275
44			2	370,300					2	370,300
45	1	371,500	1	371,900	2	362,150	1	280,100	5	349,560
46			1	374,200	3	367,433			4	369,125
47					1	376,000	1	411,500	2	393,750
48	1	374,200	1	377,400					2	375,800
49					1	376,900			1	376,900
50			2	380,850	1	372,200			3	377,967
51			4	386,625					4	386,625
52			2	396,950					2	396,950
53	1	383,300	2	421,500	3	389,300	1	383,300	7	396,786
54			6	424,333					6	424,333
55	1	425,900			2	414,000			3	417,967
56					1	279,000			1	279,000
57							1	369,600	1	369,600
58					2	392,100	3	392,133	5	392,120
59					2	428,300			2	428,300
60										
計	5	370,960	31	377,055	28	344,229	15	340,047	79	358,008
平均年齢	46.4 歳		46.2 歳		44.1 歳		45.1 歳		45.3 歳	

給料表

教育職二

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20					2	173,300			2	173,300
21										
22	19	204,621							19	204,621
23	29	210,086							29	210,086
24	31	218,887	1	213,100	1	205,300			33	218,300
25	33	229,473							33	229,473
26	37	239,176			1	216,500			38	238,579
27	47	248,883							47	248,883
28	34	257,932			1	246,000			35	257,591
29	68	265,924			3	238,767			71	264,776
30	49	274,529							49	274,529
31	52	281,142	2	260,650	1	233,600			55	279,533
32	56	285,873	2	268,200					58	285,264
33	42	297,748	1	300,100	5	259,420			48	293,804
34	50	306,086	2	282,400	3	256,300			55	302,509
35	56	310,202	1	307,200					57	310,149
36	67	322,500							67	322,500
37	68	330,274	1	307,200	2	284,200			71	328,651
38	58	341,803			2	277,600			60	339,663
39	76	345,388	1	298,900	1	267,500			78	343,794
40	82	352,934	1	296,200	1	347,100			84	352,189
41	99	357,660	2	333,400	3	279,533			104	354,939
42	112	364,102	5	313,340	2	279,950			119	360,555
43	97	371,468	3	344,567	1	316,300			101	370,123
44	92	375,649	3	355,267	2	301,650			97	373,493
45	108	388,237	3	362,100	2	300,600			113	385,992
46	137	390,403	3	368,933	2	323,500			142	389,007
47	115	393,893	6	323,067	4	313,025	1	324,700	126	387,404
48	101	400,033	4	372,550	6	381,583			111	398,045
49	108	408,357	4	396,925	7	364,386			119	405,387
50	121	411,092	2	393,300	12	364,617			135	406,697
51	117	416,530	7	387,371	7	344,657	1	325,500	132	410,483
52	123	416,414	5	351,240	3	383,367			131	413,169
53	111	421,081	6	369,267	8	372,938	1	371,800	126	415,166
54	90	419,527	3	407,967	1	412,800			94	419,086
55	92	424,247	13	397,992	4	397,325			109	420,128
56	106	424,725	4	369,650	8	397,888	1	358,300	119	420,512
57	108	421,988			6	397,967			114	420,724
58	101	425,203	5	371,680	5	387,560			111	421,096
59	93	421,713	2	408,150	3	395,567			98	420,636
60										
計	2,985	367,860	92	357,703	109	339,873	4	345,075	3,190	366,582
平均年齢	44.3 歳		48.2 歳		47.1 歳		51.7 歳		44.5 歳	

給料表

教育職三

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			2	180,000					2	180,000
21										
22	146	204,744	1	205,700					147	204,750
23	152	211,905	2	208,200					154	211,857
24	159	219,904	1	212,400					160	219,857
25	145	230,105	1	219,400					146	230,032
26	133	239,513							133	239,513
27	127	248,655	1	226,700					128	248,484
28	127	257,446	1	248,600					128	257,377
29	101	265,333	2	254,800					103	265,128
30	105	272,805	1	243,200					106	272,525
31	109	278,594	1	272,500					110	278,539
32	108	286,416	2	274,650					110	286,202
33	97	294,439	6	277,450					103	293,450
34	88	302,345	4	292,800					92	301,930
35	101	309,795							101	309,795
36	99	321,177	2	301,550					101	320,788
37	100	329,184	1	302,300					101	328,918
38	97	339,151	5	320,120					102	338,218
39	100	346,174	4	345,850					104	346,162
40	103	356,038	1	347,900					104	355,960
41	117	358,790	2	320,150					119	358,140
42	167	368,030	6	343,217					173	367,169
43	133	372,955	10	329,860					143	369,941
44	155	375,501	12	359,642					167	374,362
45	162	381,907	19	367,889					181	380,436
46	218	386,246	19	377,274					237	385,527
47	253	391,696	25	377,560					278	390,424
48	236	395,724	24	387,933					260	395,005
49	235	399,910	46	390,565					281	398,380
50	259	403,704	47	397,600					306	402,766
51	291	406,354	46	400,954					337	405,617
52	284	407,341	40	403,898					324	406,916
53	297	411,546	46	404,054					343	410,541
54	274	411,862	53	406,043					327	410,919
55	270	411,326	59	405,459					329	410,274
56	354	412,654	76	404,266					430	411,171
57	286	414,604	60	404,680					346	412,883
58	277	415,118	62	407,015					339	413,636
59	230	417,485	47	404,632					277	415,304
60										
計	6,695	358,886	737	391,178					7,432	362,088
平均年齢	44.2 歳		51.8 歳		歳		歳		45.0 歳	

給料表

研究職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	2	207,800							2	207,800
24										
25	6	229,500							6	229,500
26	4	238,200							4	238,200
27	8	248,300							8	248,300
28	5	258,780							5	258,780
29	1	291,200							1	291,200
30	6	291,150							6	291,150
31	2	309,400							2	309,400
32	4	314,450							4	314,450
33	5	319,200							5	319,200
34	8	322,513							8	322,513
35	8	330,150							8	330,150
36	3	339,500							3	339,500
37	4	352,275							4	352,275
38										
39	2	362,350			1	354,100			3	359,600
40	1	373,600							1	373,600
41	1	368,000							1	368,000
42	6	374,767							6	374,767
43	5	370,420							5	370,420
44	5	378,840							5	378,840
45	4	383,850							4	383,850
46	11	388,164							11	388,164
47	4	404,700							4	404,700
48	5	409,400							5	409,400
49	4	382,875							4	382,875
50	8	413,838							8	413,838
51	2	421,300							2	421,300
52	4	429,525							4	429,525
53	7	427,814							7	427,814
54	5	452,000							5	452,000
55	10	441,650							10	441,650
56	7	457,343	1	412,200					8	451,700
57	9	462,433							9	462,433
58	4	450,200							4	450,200
59	5	449,520							5	449,520
60										
計	175	369,162	1	412,200	1	354,100			177	369,320
平均年齢	42.9 歳		56.0 歳		39.0 歳		歳		43.0 歳	

給料表

医療職一

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31	1	346,500							1	346,500
32										
33										
34										
35										
36	1	403,800							1	403,800
37										
38	1	456,900							1	456,900
39	1	456,900							1	456,900
40										
41	1	483,000							1	483,000
42	2	491,000							2	491,000
43	1	504,000							1	504,000
44										
45	3	455,733							3	455,733
46										
47										
48	2	525,350							2	525,350
49	2	554,500							2	554,500
50	1	556,500							1	556,500
51										
52	2	543,300							2	543,300
53										
54	1	561,900							1	561,900
55										
56	1	571,600							1	571,600
57	1	568,900							1	568,900
58	1	563,700							1	563,700
59	1	565,500							1	565,500
60										
61										
62										
63	1	565,500							1	565,500
64										
65										
計	24	508,342							24	508,342
平均年齢		47.5 歳		歳		歳		歳		47.5 歳

給料表

医療職二

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	1	188,400							1	188,400
23	2	199,400	1	193,200					3	197,333
24	3	206,300							3	206,300
25	2	212,100							2	212,100
26	7	220,514	1	210,500					8	219,263
27	9	235,611	2	221,700					11	233,082
28	2	242,300							2	242,300
29	4	253,150							4	253,150
30	3	248,067	1	254,600					4	249,700
31	5	259,940							5	259,940
32	1	274,200							1	274,200
33	5	279,720	1	282,800					6	280,233
34	3	278,633							3	278,633
35	7	280,657	2	293,200					9	283,444
36	4	292,725							4	292,725
37	6	290,783	1	306,600					7	293,043
38	2	317,450							2	317,450
39	4	320,850							4	320,850
40	6	334,750	1	327,600					7	333,729
41	2	335,600	1	331,100					3	334,100
42	7	353,243	1	338,600					8	351,413
43	12	351,558	3	332,133					15	347,673
44	5	357,560	1	337,200					6	354,167
45	7	360,757	2	369,050					9	362,600
46	1	376,900	4	355,275					5	359,600
47	5	382,200	4	364,175					9	374,189
48	9	386,033	3	370,167					12	382,067
49	5	389,500	3	372,833					8	383,250
50	6	390,283	4	380,900					10	386,530
51	3	373,333	2	388,750					5	379,500
52	7	405,771	2	393,250					9	402,989
53	2	403,600	1	405,800					3	404,333
54	4	400,925	2	391,300					6	397,717
55	4	405,425	5	392,360					9	398,167
56	8	417,738	3	405,167					11	414,309
57	6	414,417							6	414,417
58	8	417,813							8	417,813
59	3	419,467	4	395,550					7	405,800
60										
計	180	335,003	55	354,342					235	339,529
平均年齢	42.1 歳		46.6 歳		歳		歳		43.2 歳	

給料表

医療職三

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	2	220,900							2	220,900
24	2	227,550							2	227,550
25										
26	4	240,525							4	240,525
27	2	248,250							2	248,250
28	4	256,250							4	256,250
29	2	259,550							2	259,550
30	2	265,350							2	265,350
31	2	267,700							2	267,700
32	4	276,175							4	276,175
33	4	282,950							4	282,950
34	4	284,775							4	284,775
35	3	294,800	1	270,500					4	288,725
36										
37	2	315,600							2	315,600
38	1	320,700	1	319,300					2	320,000
39	1	331,500							1	331,500
40	1	335,100	3	329,067					4	330,575
41			1	329,900					1	329,900
42	1	351,100	3	308,733					4	319,325
43	3	353,333	2	347,400					5	350,960
44	5	361,820	3	351,100					8	357,800
45	3	372,833	2	345,850					5	362,040
46	3	377,167	5	371,400					8	373,563
47	2	387,400	1	354,100					3	376,300
48	2	389,700	1	359,900					3	379,767
49	2	389,750	4	367,225	1	354,000			7	371,771
50	4	392,600	2	361,550					6	382,250
51										
52	2	392,600	5	378,280					7	382,371
53	1	392,600	5	383,260					6	384,817
54	2	406,750	2	361,700					4	384,225
55	1	392,600	1	362,600					2	377,600
56	1	362,600	1	392,600					2	377,600
57	3	405,633	1	384,000					4	400,225
58	2	401,550							2	401,550
59	3	398,933	1	362,600					4	389,850
60										
計	80	327,273	45	357,084	1	354,000			126	338,132
平均年齢	40.3 歳		47.7 歳		49.0 歳		歳		43.0 歳	

第15表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数

年齢	行政職給料表		公安職給料表		海事職給料表		教育職給料表二		教育職給料表三	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	10	4	17	11	1					
19	13	7	27	12						
20	6	12	30	5			2			2
21	11	8	30	6	1					
22	53	38	72	11	2		2	17	38	109
23	41	31	64	15			11	18	49	105
24	43	42	62	15			15	18	53	107
25	50	32	66	9	4		11	22	45	101
26	80	47	70	17			21	17	51	82
27	50	46	71	11			32	15	51	77
28	67	41	79	10			20	15	61	67
29	52	29	67	7			44	27	52	51
30	64	26	93	10			21	28	40	66
31	82	36	78	5	2		31	24	46	64
32	54	30	98	15			36	22	43	67
33	59	21	75	11	1		26	22	44	59
34	59	19	101	11	1		34	21	47	45
35	53	31	98	10			32	25	52	49
36	62	23	87	8			42	25	52	49
37	49	16	93	3	2		43	28	49	52
38	39	17	74	7	1		29	31	44	58
39	43	17	66	3	1		41	37	37	67
40	37	14	68	3	3		43	41	45	59
41	47	20	75	6	2		65	39	47	72
42	70	23	79	12	4		67	52	90	83
43	78	31	77	7	4		54	47	56	87
44	87	41	54	5	2		56	41	71	96
45	107	35	70	4	5		57	56	84	97
46	102	45	82	4	4		79	63	111	126
47	114	54	80	7	2		80	46	125	153
48	103	31	61	5	2		60	51	122	138
49	128	50	67	2	1		60	59	123	158
50	114	29	48	2	3		71	64	138	168
51	125	28	59		4		72	60	164	173
52	124	35	53	1	2		81	50	142	182
53	108	31	37		7		93	33	174	169
54	109	33	46		6		58	36	163	164
55	148	20	56		3		72	37	157	172
56	110	13	54		1		89	30	215	215
57	113	18	68	1	1		84	30	184	162
58	113	21	74	1	5		79	32	197	142
59	95	15	57	1	2		73	25	160	117
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	3,072	1,160	2,783	273	79		1,886	1,304	3,422	4,010

研究職給料表		医療職給料表一		医療職給料表二		医療職給料表三		合 計		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
								28	15	43
								40	19	59
								38	19	57
								42	14	56
					1			167	176	343
1	1				3	1	1	167	174	341
					3		2	173	187	360
4	2				2			180	168	348
2	2			2	6		4	226	175	401
4	4			1	10		2	209	165	374
3	2			1	1		4	231	140	371
1				1	3		2	217	119	336
2	4			2	2		2	222	138	360
1	1	1		3	2		2	244	134	378
2	2			1		1	3	235	139	374
3	2			4	2		4	212	121	333
4	4			2	1		4	248	105	353
6	2			7	2		4	248	123	371
3			1	2	2			248	108	356
2	2			3	4		2	241	107	348
		1		2			2	190	115	305
3			1	2	2		1	193	128	321
1				3	4	1	3	201	124	325
	1		1	2	1		1	238	141	379
4	2		2	7	1	1	3	322	178	500
3	2		1	9	6		5	281	186	467
4	1			3	3		8	277	195	472
3	1	3		5	4	1	4	335	201	536
11				2	3	1	7	392	248	640
4				5	4		3	410	267	677
2	3		2	9	3		3	359	236	595
4		1	1	8			7	392	277	669
7	1		1	6	4	1	5	388	274	662
2				3	2			429	263	692
4		2		7	2		7	415	277	692
7				3			6	429	239	668
5			1	4	2	1	3	392	239	631
10				8	1	1	1	455	231	686
8		1		9	2		2	487	262	749
8	1	1		6			4	465	216	681
4		1		8			2	481	198	679
5		1		7			4	400	162	562
		1						1		1
137	40	13	11	147	88	9	117	11,548	7,003	18,551

第16表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等

給料表	区 分	借 家 等						計
		公営住宅	公社公団住宅	民営借家	民営借間 (光熱費別)	民営借間 (光熱費込)	賄い付下宿	
全給料表	職 員 数 (人)	13	5	4,487	42	4	1	4,552
	手当受給者の構成比 (%)	0.3	0.1	98.6	0.9	0.1		100.0
	家 賃 額 (円)	52,692	55,020	58,373	55,334	60,750	41,000	58,323
	住 居 手 当 額 (円)	20,900	24,880	24,951	24,590	24,550	400	24,930
行政職給料表	職 員 数 (人)	2	1	932	27	2		964
	手当受給者の構成比 (%)	0.2	0.1	96.7	2.8	0.2		100.0
	家 賃 額 (円)	62,100	47,300	59,108	56,722	57,500		59,032
	住 居 手 当 額 (円)	21,450	21,100	25,088	25,100	22,850		25,072
公安職給料表	職 員 数 (人)			599				599
	手当受給者の構成比 (%)			100.0				100.0
	家 賃 額 (円)			57,741				57,741
	住 居 手 当 額 (円)			25,030				25,030
教育職給料表一	職 員 数 (人)			974	3			977
	手当受給者の構成比 (%)			99.7	0.3			100.0
	家 賃 額 (円)			59,325	52,666			59,304
	住 居 手 当 額 (円)			25,360	23,833			25,356
教育職給料表三	職 員 数 (人)	10	2	1,868	2	2	1	1,885
	手当受給者の構成比 (%)	0.5	0.1	99.1	0.1	0.1	0.1	100.0
	家 賃 額 (円)	50,780	60,000	57,769	50,000	64,000	41,000	57,724
	住 居 手 当 額 (円)	20,480	27,250	24,658	22,500	26,250	400	24,626
その他の給料表	職 員 数 (人)	1	2	114	10			127
	手当受給者の構成比 (%)	0.8	1.6	89.8	7.9			100.0
	家 賃 額 (円)	53,000	53,900	57,435	53,454			57,031
	住 居 手 当 額 (円)	24,000	24,400	24,710	23,860			24,633

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第17表 職員の給料表別、家賃額別職員数等

家賃額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
17,000 以下							
17,001 ~ 18,000				1		1	
18,001 ~ 19,000							
19,001 ~ 20,000	1			2		3	0.1
20,001 ~ 21,000							
21,001 ~ 22,000				3		3	0.1
22,001 ~ 23,000			1			1	
23,001 ~ 24,000				1		1	
24,001 ~ 25,000	2	1	1	2		6	0.1
25,001 ~ 26,000							
26,001 ~ 27,000							
27,001 ~ 28,000	1		1	4		6	0.1
28,001 ~ 29,000				2		2	
29,001 ~ 30,000	3	1	2	11	1	18	0.4
30,001 ~ 31,000			1	3		4	0.1
31,001 ~ 32,000	2	1		4		7	0.2
32,001 ~ 33,000		2		1	1	4	0.1
33,001 ~ 34,000				1		1	
34,001 ~ 35,000	8	3	4	24	2	41	0.9
35,001 ~ 36,000	2	1	2	4		9	0.2
36,001 ~ 37,000	2	2	1	2		7	0.2
37,001 ~ 38,000	2	5	5	18		30	0.7
38,001 ~ 39,000	3	3	2	8	1	17	0.4
39,001 ~ 40,000	20	9	18	73	5	125	2.7
40,001 ~ 41,000	8	4	2	7		21	0.5
41,001 ~ 42,000	8	4	4	19		35	0.8
42,001 ~ 43,000	15	4	9	25	3	56	1.2
43,001 ~ 44,000	6	3	4	11	2	26	0.6
44,001 ~ 45,000	33	25	33	69	4	164	3.6
45,001 ~ 46,000	7	5	12	29	3	56	1.2
46,001 ~ 47,000	17	5	16	22	2	62	1.4
47,001 ~ 48,000	19	20	17	40	4	100	2.2
48,001 ~ 49,000	11	11	20	26	2	70	1.5
49,001 ~ 50,000	60	42	67	147	7	323	7.1
50,001 ~ 51,000	15	11	11	23	2	62	1.4
51,001 ~ 52,000	23	19	19	26	3	90	2.0
52,001 ~ 53,000	28	22	36	59	3	148	3.3
53,001 ~ 54,000	32	23	25	35	5	120	2.6
54,001 ~ 55,000	90	47	75	153	9	374	8.2
55,001 ~ 56,000	27	21	36	62	3	149	3.3
56,001 ~ 57,000	30	12	33	66	5	146	3.2
57,001 ~ 58,000	57	21	42	73	5	198	4.3
58,001 ~ 59,000	28	15	23	44	4	114	2.5
59,001 ~ 60,000	50	49	68	131	14	312	6.9
60,001 ~ 61,000	17	19	20	30	4	90	2.0
61,001 ~ 65,000	110	82	151	214	11	568	12.5
65,001 以上	227	107	216	410	22	982	21.6
合計	964	599	977	1,885	127	4,552	100.0
平均手当額 (円)	25,072	25,030	25,356	24,626	24,633	24,930	—
平均家賃額 (円)	59,032	57,741	59,304	57,724	57,031	58,323	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第18表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額）

給料表	区分	交通機関利用者						交通用具使用者				
		電車	バス	鉄道	船	2種類以上の交通機関	計	自転車	バイク	自動車	交通機関との併用	計
全給料表	職員数(人)	374	1,656	555	5	136	2,726	109	736	10,043	926	11,814
	手当受給者の構成比(%)	13.7	60.7	20.4	0.2	5.0	100.0	0.9	6.2	85.0	7.8	100.0
	通勤手当額(円)	4,845	13,297	11,541	8,400	20,733	12,142	3,007	6,276	9,321	26,111	10,389
行政職給料表	職員数(人)	265	982	394		90	1,731	38	146	1,084	217	1,485
	手当受給者の構成比(%)	15.3	56.7	22.8		5.2	100.0	2.6	9.8	73.0	14.6	100.0
	通勤手当額(円)	4,897	13,543	12,283		23,019	12,425	3,008	6,445	12,047	28,291	13,639
公安職給料表	職員数(人)	75	456	97		13	641	60	534	631	133	1,358
	手当受給者の構成比(%)	11.7	71.1	15.1		2.0	100.0	4.4	39.3	46.5	9.8	100.0
	通勤手当額(円)	4,721	12,484	9,249		17,416	11,186	2,953	6,145	8,787	19,472	8,537
教育職給料表二	職員数(人)	7	61	15		8	91	2	6	2,107	322	2,437
	手当受給者の構成比(%)	7.7	67.0	16.5		8.8	100.0	0.1	0.2	86.5	13.2	100.0
	通勤手当額(円)	4,532	16,069	9,298		17,187	14,164	2,400	8,467	11,742	29,316	14,048
教育職給料表三	職員数(人)	23	112	28	5	23	191	7	44	5,884	186	6,121
	手当受給者の構成比(%)	12.0	58.6	14.7	2.6	12.0	100.0	0.1	0.7	96.1	3.0	100.0
	通勤手当額(円)	4,751	11,654	9,447	8,400	14,713	10,783	3,814	6,857	7,917	22,250	8,340
その他の給料表	職員数(人)	4	45	21		2	72	2	6	337	68	413
	手当受給者の構成比(%)	5.6	62.5	29.2		2.8	100.0	0.5	1.5	81.6	16.5	100.0
	通勤手当額(円)	4,813	16,494	12,607		22,861	14,888	2,400	7,350	10,940	27,532	13,579

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第19表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等

通勤手当額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
3,000 以下	5		1			6	0.2
3,001 ~ 4,000	4	19	1	1		25	0.9
4,001 ~ 5,000	274	70	9	23	5	381	14.0
5,001 ~ 6,000	190	76	6	27	11	310	11.4
6,001 ~ 7,000	139	62	7	18	3	229	8.4
7,001 ~ 8,000	125	44	5	16	3	193	7.1
8,001 ~ 9,000	66	38	4	14	1	123	4.5
9,001 ~ 10,000	119	55	9	11	3	197	7.2
10,001 ~ 11,000	110	35	3	9	2	159	5.8
11,001 ~ 12,000	127	28	4	17	8	184	6.7
12,001 ~ 13,000	112	47	8	6	2	175	6.4
13,001 ~ 14,000	37	18		9	4	68	2.5
14,001 ~ 15,000	21	17		2	1	41	1.5
15,001 ~ 16,000	11	18	3	6	1	39	1.4
16,001 ~ 17,000	29	18	2	2	2	53	1.9
17,001 ~ 18,000	7	1	1	4	1	14	0.5
18,001 ~ 19,000	32	7	3	4		46	1.7
19,001 ~ 20,000	9	2		2		13	0.5
20,001 ~ 21,000	10	4	1	1		16	0.6
21,001 ~ 22,000	8	11		3		22	0.8
22,001 ~ 23,000	119	25	8	4	16	172	6.3
23,001 ~ 24,000	4	2	3	1	1	11	0.4
24,001 ~ 25,000	1			2		3	0.1
25,001 ~ 26,000	1			2		3	0.1
26,001 ~ 27,000	4					4	0.1
27,001 ~ 28,000	4					4	0.1
28,001 ~ 29,000	3					3	0.1
29,001 ~ 30,000	5	1			1	7	0.3
30,001 ~ 31,000	88	40	11	6	6	151	5.5
31,001 ~ 32,000	3	2				5	0.2
32,001 ~ 33,000	2			1		3	0.1
33,001 ~ 34,000	1	1				2	0.1
34,001 ~ 35,000	6					6	0.2
35,001 ~ 36,000	6					6	0.2
36,001 ~ 37,000	3					3	0.1
37,001 ~ 38,000	1		2			3	0.1
38,001 ~ 39,000	1					1	
39,001 ~ 40,000	1					1	
40,001 ~ 41,000	5					5	0.2
41,001 ~ 42,000	5					5	0.2
42,001 ~ 43,000	1					1	
43,001 ~ 44,000							
44,001 ~ 45,000	4					4	0.1
45,001 ~ 46,000	1					1	
46,001 ~ 47,000	1					1	
47,001 ~ 48,000	1					1	
48,001 ~ 49,000							
49,001 ~ 50,000					1	1	
50,001 ~ 52,000	7					7	0.3
52,001 ~ 54,000	4					4	0.1
54,001 ~ 56,000	5					5	0.2
56,001 ~ 58,000	4					4	0.1
58,001 ~ 60,000	5					5	0.2
60,001 ~ 62,000							
62,001 以上							
合計	1,731	641	91	191	72	2,726	100.0
平均手当額 (円)	12,425	11,186	14,164	10,783	14,888	12,142	-

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第20表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等

通勤距離	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
km	人	人	人	人	人	人	%
5 未満	360	472	461	1,405	101	2,799	23.7
5 ～ 9	307	327	416	1,986	74	3,110	26.3
10 ～ 14	245	229	315	1,217	54	2,060	17.4
15 ～ 19	128	123	283	724	46	1,304	11.0
20 ～ 24	90	92	256	386	35	859	7.3
25 ～ 29	76	44	175	211	29	535	4.5
30 ～ 34	57	36	142	92	19	346	2.9
35 ～ 39	53	20	146	45	15	279	2.4
40 ～ 44	36	10	76	30	12	164	1.4
45 ～ 49	26	2	68	14	9	119	1.0
50 ～ 54	27	1	41	3	4	76	0.6
55 ～ 59	20		30	4	7	61	0.5
60 ～ 64	32	2	12	3	3	52	0.4
65 ～ 69	8		5		1	14	0.1
70 以上	20		11	1	4	36	0.3
合計	1,485	1,358	2,437	6,121	413	11,814	100.0
平均手当額 (円/月)	13,639	8,537	14,048	8,340	13,579	10,389	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第21表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	456	372	155	12	1		1	12	1			1,010	37,337

第22表 職員の管理職手当の支給状況

区分 部局	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	
	知事部局	部長	政策監	次長	参事監	課長	室長 企画監	参事	参事 (7種を除く)
警察本部			部長 署長 (大規模)		課長 署長 (3種を除く)				
教育庁			教育次長	校長 (中高一貫校)	課長 校長	校長 事務局長	校長 副校長 教頭 事務長	教頭 事務長	8種のうち教職調整額が支給されるもの
受給者	人 21	人 11	人 55	人 26	人 178	人 237	人 746	人 430	人 51
受給者計	1,755人								
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	54,371円								

第23表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分	計	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	非支給地
	人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(構成比)		18,551	33	27	1	—	7	—	6,097	12,386
		(100.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.0%)		(0.0%)		(32.9%)	(66.8%)
平均手当月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		3,875	61,401	86,796	48,315	—	33,644	—	11,029	—

- (注) 1 2級地については、医療職給料表(一)の適用を受ける職員を含む。
 2 7級地については、平成17年1月3日現在の長崎市の区域にある公署等に勤務する職員数である。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

4 生計費・労働経済関係

生計費関係

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食 料 費 … 食料
- 住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被 服・履 物 費 … 被服及び履物
- 雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑 費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第24表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	29,050	46,560	54,380	62,200	70,020
住 居 関 係 費	41,530	50,570	43,540	36,520	29,500
被 服 ・ 履 物 費	4,890	5,500	6,890	8,280	9,670
雑 費 I	19,730	42,600	52,800	63,010	73,220
雑 費 II	11,280	33,220	32,490	31,760	31,020
計	106,480	178,450	190,100	201,770	213,430

労働経済関係

第25表 労働経済指標

項目	年 月													
	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	
① 定期 ・ 県 労働者 賃金	調査産業計 金額 (円)	256,051	250,805	258,135	256,753	254,733	255,973	258,907	259,123	262,873	249,633	245,762	247,951	252,335
	前年同月比 (%)	1.9	1.0	3.9	4.1	3.7	3.5	3.6	3.8	4.3	-1.2	-3.0	-3.8	-1.4
② 全 国労働者 賃金	調査産業計 金額 (円)	234,414	230,174	238,416	236,231	233,952	235,408	236,083	236,574	239,212	227,908	223,858	226,076	229,434
	前年同月比 (%)	1.9	0.9	4.0	3.8	3.2	2.7	2.4	2.7	3.4	-1.3	-3.2	-3.9	-2.1
③ 生 計費	総実労働時間 時間数 (時間)	150.4	137.8	151.3	153.5	144.8	146.5	155.6	149.9	153.3	140.7	138.4	149.9	152.6
	時間数 (時間)	10.8	10.1	10.1	10.2	10.4	10.3	11.3	11.2	11.8	10.5	10.7	11.1	10.9
④ 消費 者物価 指数	調査産業計 金額 (円)	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134	292,878	296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317
	前年同月比 (%)	-1.4	-2.6	-2.2	-1.3	-1.6	-1.0	-0.7	-1.2	-0.7	0.0	-0.3	1.0	1.6
⑤ 県内 労働者 賃金	調査産業計 金額 (円)	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946	271,743	273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920
	前年同月比 (%)	-0.2	-0.3	-0.1	0.2	-0.4	0.0	0.3	-0.3	-0.3	0.1	0.3	1.5	1.1
⑥ 有 効求人 倍率	総実労働時間 時間数 (時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4
	時間数 (時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1
⑦ 全 国労働者 世帯 消費支出	金額 (円)	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360	269,863	283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043
	前年同月比 (%)	-11.0	-16.2	-1.1	-7.3	-6.7	-10.2	1.4	0.0	-2.0	-6.8	-7.1	6.0	12.4
⑧ 全 国労働者 世帯 消費支出	金額 (円)	303,621	280,883	298,367	288,622	304,458	304,161	312,334	305,404	333,777	297,629	280,781	344,055	338,638
	前年同月比 (%)	-9.9	-15.5	-3.3	-10.1	-6.5	-7.7	2.3	0.5	-3.4	-4.8	-7.4	6.7	11.5
⑨ 全 国労働者 世帯 消費支出	金額 (円)	270,372	264,191	263,210	256,497	265,241	258,096	275,931	258,784	286,586	267,739	241,465	305,779	277,896
	前年同月比 (%)	-1.3	-4.5	-1.0	-7.8	-4.1	-9.9	4.3	-0.3	-3.2	-0.8	-8.9	1.8	2.8
⑩ 全 国労働者 世帯 消費支出	金額 (円)	308,731	296,681	286,829	281,850	292,813	299,956	303,645	307,402	319,304	307,286	271,539	322,967	298,642
	前年同月比 (%)	0.3	-4.0	-2.9	-13.4	-5.3	-6.4	7.1	4.7	-3.8	3.0	-13.9	-8.9	-3.3
⑪ 長 崎市内 労働者 世帯 消費支出	金額 (円)	221,426	237,194	240,197	234,036	259,502	287,700	229,581	233,283	282,489	226,074	237,022	292,312	246,889
	前年同月比 (%)	-7.7	-19.6	0.6	-7.0	-5.2	5.7	-11.0	-11.5	-20.3	-16.1	-15.7	8.3	11.5
⑫ 全 国労働者 世帯 消費支出	金額 (円)	257,954	266,471	240,161	236,675	246,159	329,951	248,163	255,357	305,236	263,362	266,454	289,270	304,537
	前年同月比 (%)	-9.2	-33.8	-6.0	-21.7	-24.3	14.0	-18.5	-21.3	-30.3	-23.4	-21.0	4.4	18.1
⑬ 全 国労働者 世帯 消費支出	前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.0	-0.4	-0.9	-1.2	-0.6	-0.4	-0.2	-0.4
	前年同月比 (%)	1.2	1.1	0.9	0.4	0.2	0.7	-0.2	-0.5	-0.6	-0.2	-0.1	-0.1	-0.4
⑭ 長 崎市内 労働者 世帯 消費支出	人員 (人)	210,889	207,886	208,956	209,247	210,261	208,353	210,056	210,743	210,490	219,715	219,313	216,835	219,811
	前年同月比 (%)	-7.4	-8.6	-8.0	-7.9	-7.5	-8.1	-7.3	-6.9	-6.4	-0.2	0.1	3.6	4.2
⑮ 有 効求人 倍率	(倍)	1.03	0.93	0.93	0.93	0.92	0.89	0.92	0.93	0.94	0.98	1.00	1.04	1.04
	(季節調整済)													

資料出所 ①、②、⑤ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
 ③ 総務省統計局「家計調査報告」
 ④ 総務省統計局「消費者物価指数月報」
 ⑥ 長崎労働局「職業安定業務月報」

(注) 1 ①、②、④、⑤は平成27年基準である。
 2 ①、②、⑤は事業所規模30人以上の数値である。また、②は本系列の数値である。